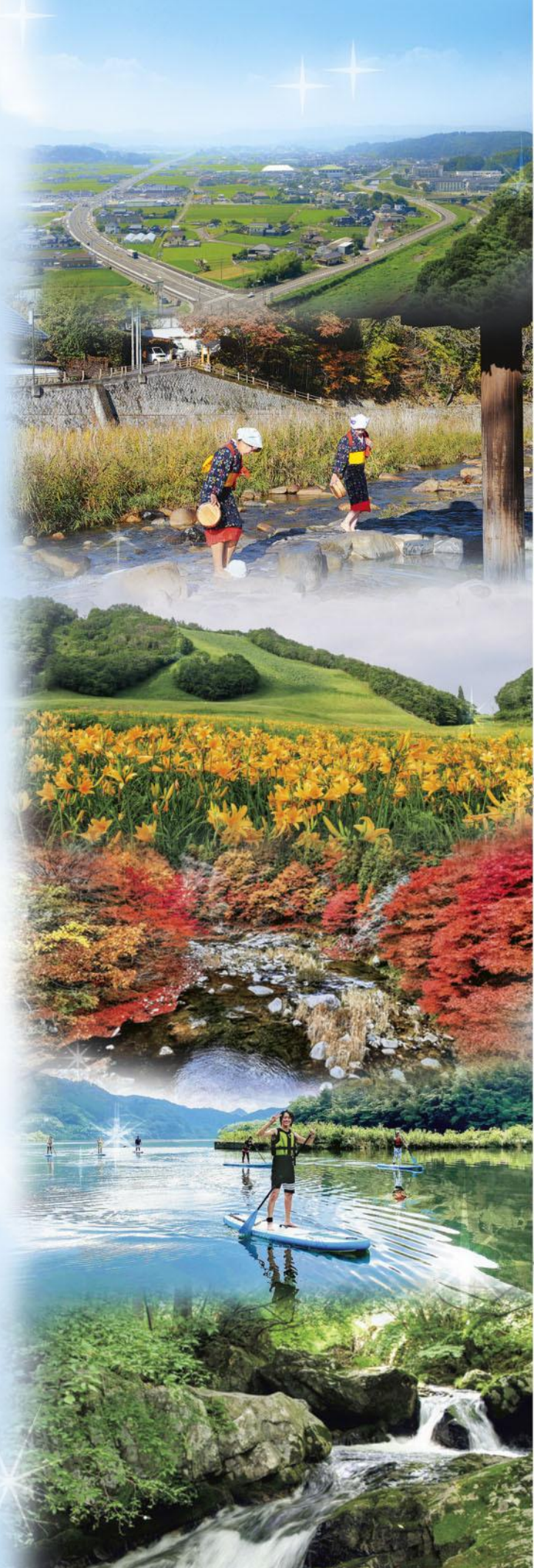


# 鏡野町 第3次総合計画

令和8年度 ▶ 令和17年度  
(2026) (2035)

## 第3期かがみの 創生総合戦略

令和8年度 ▶ 令和12年度  
(2026) (2030)





# 鏡野町町民憲章

平成20年1月24日 告示第9号

次のとおり、鏡野町町民憲章を制定する。

わたくしたちは、恵まれた自然を活かし、  
豊かで元気な町をめざします。

- 1 自然を大切にし、歴史と伝統を後世に伝えましょう
- 1 一人ひとりを尊重し、思いやりのある住みよい町をつくりましょう
- 1 健康で明るい家庭を築き、心豊かな青少年を育てましょう



## ◆ 町長からのメッセージ

これからも「住み続けたい」と思える町へ  
ともに挑戦し ともに創り ともに誇れる  
鏡野町を目指していきましょう

令和8年3月

鏡野町長 顔島栄史

**Q** 鏡野町の魅力や特徴を教えてください

**A** 本町の最大の魅力は、四季折々に表情を変える豊かな自然と温泉などの地域資源です。自然を活かした観光や多様なアクティビティが展開され、暮らしの中に四季の楽しみがあります。また、林業や観光など、それぞれの地域が歩んできた産業の歴史が、今のまちの個性を形づくってきました。地域の人と人との温かなつながり、落ち着いた環境の中で安心して暮らせること、そして新しく来られた方もなじみやすい風土があることも、本町の大切な魅力です。

**Q** これからどんなまちを目指していきますか

**A** これからも、誰もが安心して暮らし、笑顔があふれるまちであり続けたいと考えています。人口減少という時代の流れの中にあっても、地域ごとの強みや個性を生かしながら暮らしの質を高めていくチャンスでもあります。そして、町の内外に向けて魅力を発信し、住む人が自分のまちに誇りを持てる、シビックプライドを感じられるまちを目指します。日々の暮らしの中にある小さな幸せを大切にしながら、持続可能な未来を築いてまいります。



## Q この先 10 年間で 特に力を入れることは

**A** 今後 10 年間は、人口減少を見据えた持続可能な自治体運営を基本に、「選択と集中」によるまちづくりを進めます。公共施設のあり方や財政運営を見直し、将来世代に責任を持てる運営に努めます。また、国・県や近隣市町との連携を一層強化し、広域的な視点で暮らしや雇用を支えていきます。町民の皆さんとの対話を重ねながら、理解と協力を得て、未来に向けた改革を進めてまいります。

## Q 町民へのメッセージを お願いします

**A** 総合計画は、これからの 10 年間を描く未来への地図です。まちづくりは行政だけが進めるものではなく、町民の皆さんとともに創り上げていくものです。地域の課題を自分ごととして捉え、それぞれの立場で力を発揮していただくことが、これからの鏡野町には欠かせません。安心して暮らし続けられる明るく希望のもてる鏡野町の実現に向け、一步ずつ前へ進んでいきましょう。



# 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
1 鏡野町の概要.....	2
2 鏡野町を取り巻く状況と町への影響.....	7
3 まちづくりの成果と課題.....	11
4 第3次総合計画策定にあたって.....	18
<b>第2章 基本構想</b> .....	<b>19</b>
1 まちの将来像.....	20
2 将来人口.....	21
3 土地利用について.....	22
4 都市計画に関する基本的な方針.....	23
5 将来像を実現する7つの柱（政策）.....	29
6 政策体系.....	33
<b>第3章 基本計画</b> .....	<b>35</b>
基本計画の見方.....	36
政策1 未来を切り拓く子どもたちが輝くまちづくり.....	39
政策2 地域で支えあい、健康に過ごせるまちづくり.....	47
政策3 にぎわいと豊かさを感じられるまちづくり.....	59
政策4 豊かな心を育む文化と交流のまちづくり.....	71
政策5 安心して暮らせるまちづくり.....	81
政策6 便利で快適なまちづくり.....	93
政策7 みんなでつくるまちづくり.....	101
<b>第4章 総合戦略</b> .....	<b>111</b>
1 策定の趣旨.....	112
2 第3期かがみの創生総合戦略の位置づけ.....	112
3 計画期間.....	112
4 基本目標と横断的な取組.....	113

資料編 .....	125
1 用語集 .....	126
2 策定の経過 .....	132
3 鏡野町総合計画審議会規則 .....	133
4 鏡野町総合計画審議会委員名簿 .....	134

# 第1章 総論



# 1 鏡野町の概要

## (1) 計画の趣旨

鏡野町は、平成17(2005)年3月1日に鏡野町、奥津町、上齋原村、富村が合併し、新たな町となり、それぞれの地域が持つ歴史や文化を大切にしながらまちづくりを進めてきました。

平成28(2016)年度より、「鏡野町第2次総合計画」に掲げた基本方針「森といで湯と田園文化の里」をキャッチフレーズに、「ひとと自然にやさしい虹が広がる里」をスローガンとして町勢の振興を図るため、5つの柱を掲げ、特に「鏡野町健康づくり条例」、「鏡野町こども基本条例」の制定や子育て環境の充実など、町独自の政策に工夫をしながら、様々な課題解決の取組を行ってきました。そして同時に「かがみの創生総合戦略」により、人口減少、少子高齢化対策となる地方創生施策を展開してきました。

合併から20年がたった今、目まぐるしい社会情勢の変化の中で、人口減少・少子高齢化の進行はとどまることを知らず、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティ・地域公共交通の維持など、社会全般にわたり大きな影響を与えている状況です。

これに加え、社会の成熟化が進み、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと変化してきており、全国的な治安維持への関心の高まり、物価の高騰、デジタルやAI技術の進歩をはじめとした社会状況の変化や多様化・高度化する住民ニーズに 대응していくことが求められています。人口減少を緩やかなものとし、将来にわたって持続的に発展していける鏡野町を次世代につないでいくため、住民がいきいきと心豊かに暮らせるまちの実現を目指していく必要があります。

「いつまでも暮らし続けたい」と思える鏡野町を実現させるため、社会経済情勢及び地域の状況、これまでのまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、まちづくりの総合的な指針として「鏡野町第3次総合計画(以下、本計画という。)」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

### まちの最上位計画であり“まちづくりの道しるべ”

---

総合計画は、本町におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す「まちづくりの道しるべ」としての役割があります。

### 住民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”

---

総合計画は、鏡野町の将来像を描き、その実現に向けた方向性を定めるまちづくりの行動指針です。まちの様々な施策や事業の土台となり、住民と行政が力を合わせて持続可能な地域社会を築いていくための羅針盤となります。

### 計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

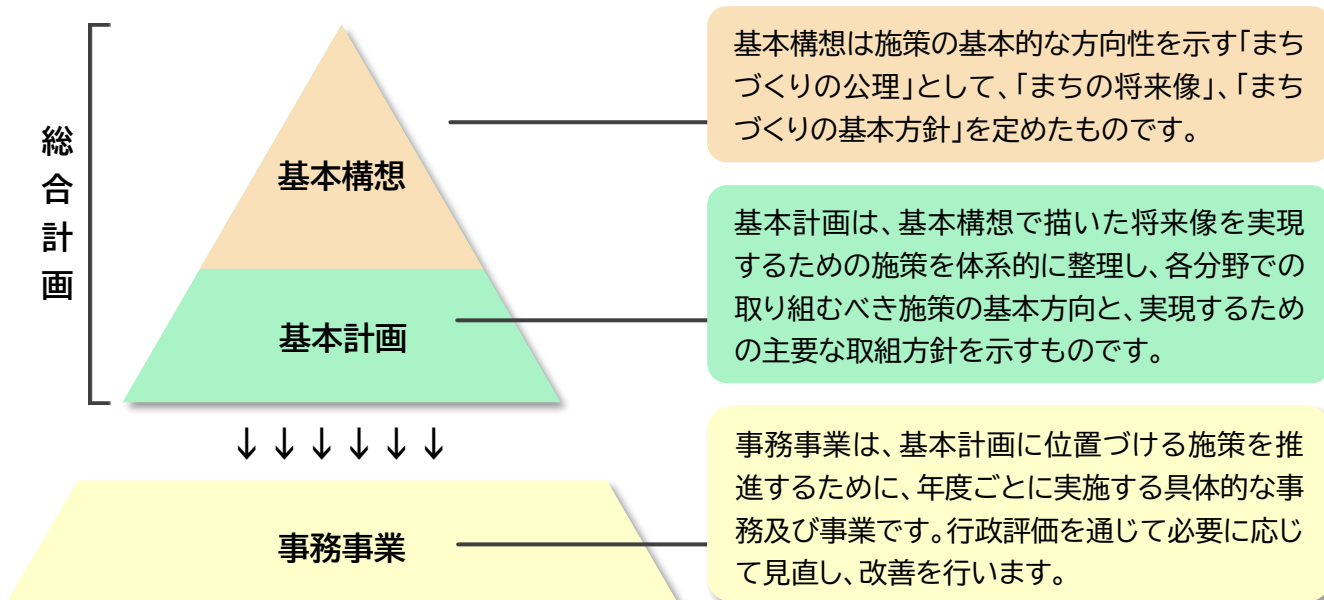
---

総合計画は、本町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するための計画でもあります。目標(目指す姿)を明確にし、その目標の達成度を測る「進行管理のものさし」としての役割があります。

### (3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」で構成しています。さらに、基本計画に基づき、施策を具体的に推進するための事務事業を実施し、毎年度予算編成や行政評価と連動させながら点検・見直しを行います。

#### ■総合計画の構成と事業推進の流れ



#### ■計画の進行管理と行政評価

計画の進行管理にあたっては、成果重視の効果的かつ効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価」を活用します。

本計画では、計画期間において目指すべき将来像を明確にし、将来像実現のために、政策・施策・事務事業がそれぞれ目的・手段の関係として構築される政策体系を整理し、各施策については具体的な成果を図るための指標と目標値を設定します。

これにより、毎年度終了後に政策・施策の達成状況を評価し、評価結果に基づいての適切な資源配分(財源や人などの配分)を行い、行政経営に反映させていきます。

また、評価結果については住民に公表することにより透明性の確保を図っていきます。

計画期間	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
基本構想	まちづくりの指針として策定									
基本計画	前期計画 5年間					後期計画 5年間				
事務事業	毎年度点検・見直し									

## (4) SDGsとの関係

SDGsとは、持続可能な開発目標のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとり取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsでは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示されています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、本町では、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるために、本計画の各分野において、関連する目標指標を掲げることとします。



目標(ゴール)	主なターゲット
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 2 鏡野町を取り巻く状況と町への影響

本計画を策定するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに的確に対応することが重要です。以下にその全国的な流れや町の状況を示します。

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、令和2(2020)年の国勢調査では1億2,614万人と、約200万人の減少となっています。人口減少とともに少子高齢化も進行しており、令和5(2023)年8月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した出生中位推計の結果に基づけば、令和38(2056)年には1億人を割って9,965万人となると推計されています。

本町においては、昭和25(1950)年をピークに人口減少が進んでおり、令和2(2020)年の国勢調査では12,062人、高齢化率は38.7%となっています。今後さらに少子高齢化が進むことで、福祉・介護等に関する社会保障費負担の増大、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小及び財政難、地域を支える担い手の減少による地域活力の低下が課題となっています。

### (2) 地方創生の推進

東京一極集中の傾向がまだ継続している状況において、都市部への人口流出が続き、地域では若年層や働き手の不足、地域コミュニティの縮小といった問題が顕在化しています。

産業面では、第一次産業や製造業など地域の基幹産業の維持・発展が大きな課題となっている中で、近年の円安による輸入コストの増加から、エネルギー、肥料、原材料等の価格の高騰が進んでいます。そのため、改めて第一次産業の安定が求められています。

国においては令和7(2025)年6月に「地方創生2.0」の基本構想を閣議決定し、避けられない当面の人口減少を正面から受け止めつつ、地域の特性に応じた戦略のもとで、AIやデジタル技術の徹底活用、関係人口の拡大、広域連携によるサービス提供体制の強化、そして地域資源を活かした「稼げる地域経済」の実現を目指しています。

本町においても、「第3期かがみの創生総合戦略」のもと、地域資源を活かした産業の強化や暮らしの質の向上を図りつつ、人口減少社会においても持続可能で活力ある地域社会の実現を目指します。

本町の地方創生の取組においては、地域に暮らす人々に加え、地域内外の人的交流を通じて、新たな価値や魅力を創出する活動を推進することが重要です。これらの取組は、住民、企業、団体などと行政が一体となって展開していくことが求められます。

中でも、第一次産業の維持を根幹とした経済の安定と改善は、喫緊かつ最重要の課題です。本町の特性を広く発信し、地域産業の活性化とともに、交流人口や関係人口の増加を図ることで、地方創生の推進を一層加速させる必要があります。

### (3) 地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や人口減少、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に近所付き合いや自治会・町内会等の地縁組織などの付き合いにおけるつながりが弱くなり、地域コミュニティの変容が問題となっています。

特に、地域における様々な活動の担い手の高齢化や新たな担い手がないことで、役割の継続ができなくなってきており、地域活動や地域コミュニティの存続自体が危ぶまれています。

本町においても、ボランティアやNPO等による地域貢献活動や、地域や社会問題を解決するため、持続可能な活動と併せた地域づくりが必要となってきています。

町内会など従来の地縁組織に対する支援を進めるとともに、地域課題等に応じて活動する団体同士をつなぎ、互いの特徴や個性を生かしながら、よりよい地域づくりを進め、個々の興味に応じた活動の場や機会を形成しながら、多くの関係住民がまちづくりに参加できる体制の構築が求められています。

### (4) 地域共生社会の実現

老老介護をはじめ、介護と育児の両立、高齢の親が障害のある子どもやひきこもりのこどもの世話をしていく生活など、いわゆるダブルケアを必要とする人が増えているほか、近年では子どもが日常的な家族ケアを請け負わざるを得ない“ヤングケアラー”も問題視されており、抱える問題や悩みも複雑化・多様化している状況にあります。

国においては、こうした制度の狭間に置かれた支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現」を政策の柱に据え、分野横断的かつ包括的な支援体制の構築を進めています。特に、平成28(2016)年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が明確に位置付けられました。令和3(2021)年には重層的支援体制整備事業が創設され、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う取組が全国で広がりつつあります。

しかし、地域共生社会の実現には、地域ごとの人材不足、財源の制約、関係機関同士の連携課題など、なお多くの課題が残されています。今後は、住民の主体的な参画を促す仕組みづくりや、民間・行政・NPO等が緩やかにつながりながら地域の課題に取り組む体制整備が不可欠です。持続可能な地域社会を築くためには、住民一人ひとりが“共に生きる”という意識を持ち、多様性を包摂する社会づくりを目指すことが求められています。

本町では、高齢化とともに、考え方や生き方の多様化が進み、地域での様々な問題も多様化・複雑化しています。住民の積極的な社会参画の上で、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

## (5) 安全・安心な社会の実現

わが国では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から数多くの大規模災害が発生しており、全国各地に甚大な被害がもたらされています。平成23(2011)年の東日本大震災ではマグニチュード9.0の巨大地震と津波が発生したほか、平成30(2018)年の西日本豪雨災害をはじめとする台風や豪雨による災害など、最近でも各地において大規模で様々な自然災害が発生しています。近年では、令和6(2024)年1月1日の令和6年能登半島地震においては、大きな地震とそれに続く豪雨により、多重複合災害化したことで、被害の拡大がありました。

また、南海トラフ地震の発生が不安視されており、令和6(2024)年8月には初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、より一層の災害への対応や備えが求められています。

さらに、近年ではなりすまし詐欺や強盗事件など、若者を巻き込んだ犯罪被害が増加しており、治安維持のための防犯対策も必要となっています。

本町においても、住民の命と財産を守り、被害を最小限にする減災対策や要配慮者対策、町土の強靭化などに取り組む必要があります。

また、近年多発する犯罪に対して、個別の防犯意識の向上と地域全体での治安維持が重要です。

## (6) 多様性を認めあえる社会づくり

地域には、高齢者や若者、子ども、障害のある人、外国から来た人、LGBTQ+など、様々な人が住んでいます。誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認め合える多文化共生社会の実現が求められています。

本町においても、人権が尊重され、地域で誰もがいつまでも暮らしていける社会づくりを進める必要があります。また、個人の意識改革だけでなく、教育・企業・行政等との連携による取組の推進も必要です。

## (7) 持続可能な社会に向けた環境政策の展開

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとして、気候変動に伴う温暖化や自然災害の頻発、生物多様性の損失など、様々な課題が生じてきています。

国では、令和6(2024)年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた計画となっており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

SDGs(持続可能な開発目標)においても、水・エネルギー、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境の持続可能性と密接に関わるゴールが数多く含まれており、世界的にも環境問題に対する取組は重要視されています。

本町において、良好な環境と美しい景観の維持・確保は町の存続にとって根幹となる事柄です。住民や訪れる人にも癒しを提供している景観と居心地の良さをさらに向上させていくことが求められます。また、住民との協働による持続可能な環境政策も進めていく必要があります。

## (8) SDGs(持続可能な開発目標)に関する取組の展開

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとり取り残さない包摂的な社会づくりを誓っています。

わが国においては、「SDGs推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策を示しています。さらに、SDGsを全国的に推進するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を盛り込み、達成に向けた取組の推進を促しています。

本町においても、「誰ひとり取り残さない」包摂的な地域づくりを住民、事業所、行政が協力して進めていく必要があります。

## (9) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

近年、情報通信ネットワーク基盤は急速に充実し、ICT(情報通信技術)は社会のあらゆる領域で不可欠なインフラとなっています。

インターネットの高速化・普及が進むとともに、IoT(モノのインターネット)やビッグデータ、AI(人工知能)等の技術が発展し、私たちの暮らしや働き方を大きく変えています。

また、リモートワークやオンラインサービスの拡大により、時間・場所にとらわれない社会活動が可能になるなど、社会全体の生産性向上や利便性の向上に寄与しています。

本町においても、DX(デジタルトランスフォーメーション)を戦略的に推進することは、住民サービスの質の向上や住民の利便性の向上、行政運営の効率化、地域産業の振興といった多様な課題解決に直結します。

本町では「鏡野町DX推進計画」に基づき、各分野で住民一人ひとりが便利で快適にらせる持続的なまちづくりを進めていきます。

### 3 まちづくりの成果と課題

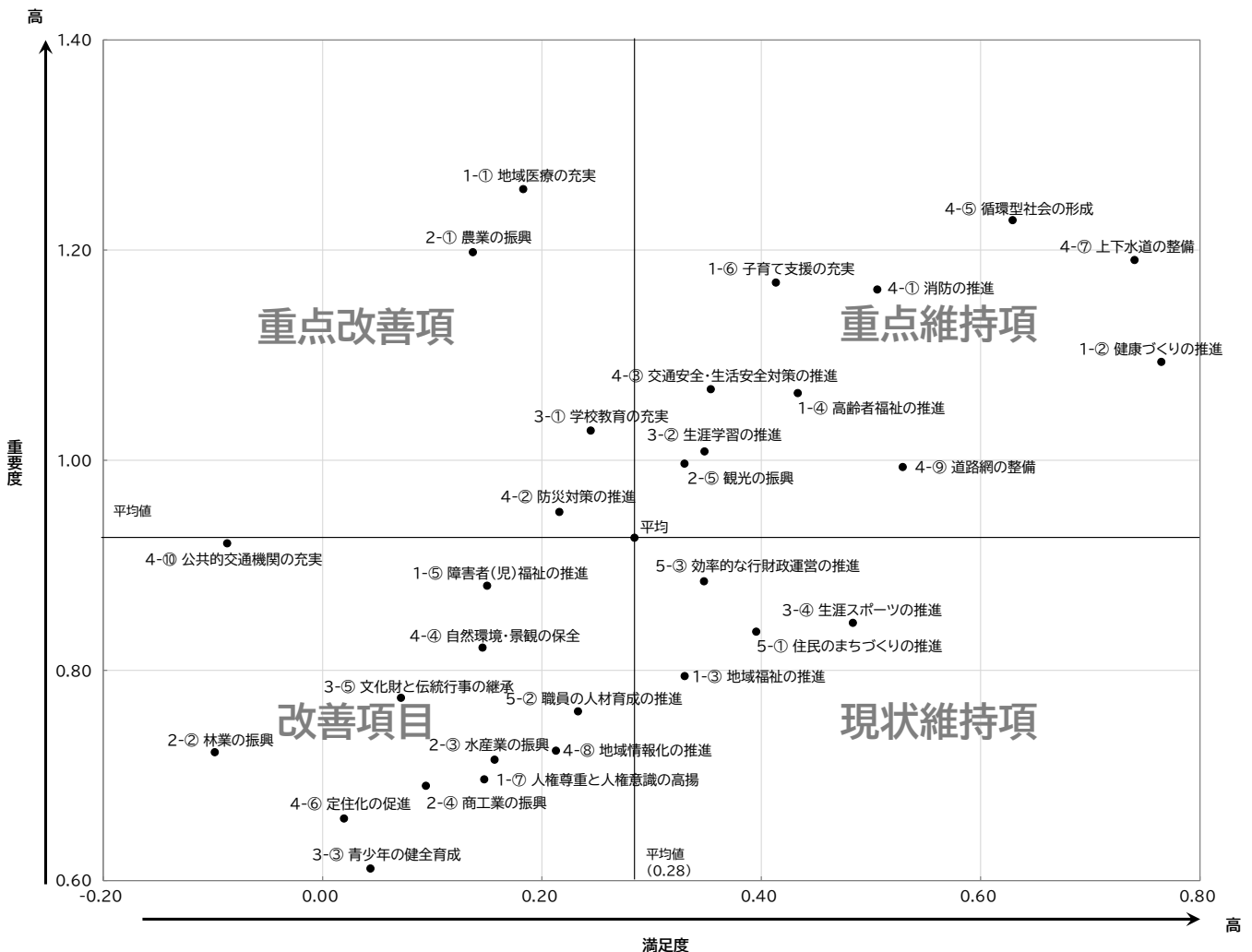
#### (1) 住民からの評価

##### ① 住民意識調査

住民の皆様へ、これまでの町の取組に対して評価をしていただくとともに、これからのまちづくりに対する考えをお聞きすることで、今後の町政運営の基礎資料とするものです。調査結果は、今後の町の取組の達成度を測る指標とし、住民の皆様へ満足していただける町政の実現に向けて活用することを目的としています。

##### ■調査の実施概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の方の中から無作為に抽出
対象数	2,000人
調査期間	令和7(2025)年1月9日～2月7日
調査方法	郵送による配布回収またはネット回答
回収状況	673件(うち、紙回収513件、ネット回収160件)、回収率33.7%



重要度と満足度の算出方法は下記計算式を用いています。

$$\text{満足度} = \frac{(\text{満足}) \times 2 + (\text{どちらかといえば満足}) \times 1 + (\text{どちらともいえない}) \times 0 + (\text{どちらかといえば不満}) \times (-1) + (\text{不満}) \times (-2)}{(\text{有効回収数}) - (\text{無回答})}$$

$$\text{重要度} = \frac{(\text{重要}) \times 2 + (\text{やや重要}) \times 1 + (\text{どちらともいえない}) \times 0 + (\text{あまり重要でない}) \times (-1) + (\text{重要でない}) \times (-2)}{(\text{有効回収数}) - (\text{無回答})}$$

重点維持項目:満足度も重要度も高い項目→このまま維持を続けていきたい項目

現状維持項目:満足度が高いものの、重要度はあまり高くない項目→このまま維持を続けていきたい項目

重点改善項目:重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目→早急に対策を講じる必要がある項目

改善項目:満足度も重要度も高くない項目→優先度は低いものの、対策を講じる必要が出てくる項目

重点改善項目は、「1-① 地域医療の充実」「2-① 農業の振興」「3-① 学校教育の充実」「4-② 防災対策の推進」の4項目であり、優先的に取り組んでいくことが求められています。

重点改善項目	重点維持項目
1-① 地域医療の充実 2-① 農業の振興 3-① 学校教育の充実 4-② 防災対策の推進	1-② 健康づくりの推進 1-④ 高齢者福祉の推進 1-⑥ 子育て支援の充実 2-⑤ 観光の振興 3-② 生涯学習の推進 4-① 消防の推進 4-③ 交通安全・生活安全対策の推進 4-⑤ 循環型社会の形成 4-⑦ 上下水道の整備 4-⑨ 道路網の整備
改善項目	現状維持項目
1-⑤ 障害者(児)福祉の推進 1-⑦ 人権尊重と人権意識の高揚 2-② 林業の振興 2-③ 水産業の振興 2-④ 商工業の振興 3-③ 青少年の健全育成 3-⑤ 文化財と伝統行事の継承 4-④ 自然環境・景観の保全 4-⑥ 定住化の促進 4-⑧ 地域情報化の推進 4-⑩ 公共的交通機関の充実 5-② 職員の人材育成の推進	1-③ 地域福祉の推進 3-④ 生涯スポーツの推進 5-① 住民のまちづくりの推進 5-③ 効率的な行財政運営の推進

## ② 小中学生アンケート調査

次代を担う町内の小・中学校の児童・生徒を対象にアンケート調査を行い、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

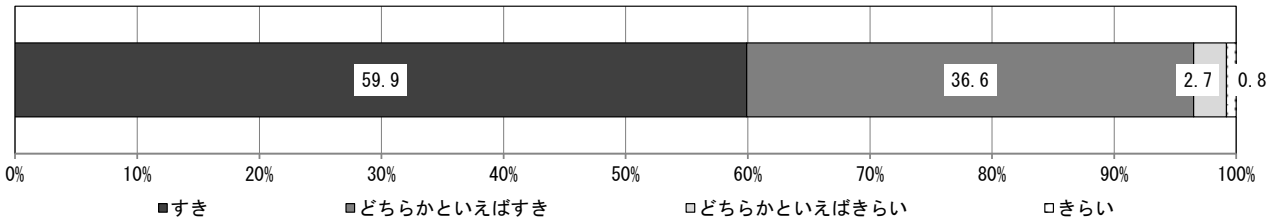
### ■調査の実施概要

調査対象者	鏡野町内にお住いの小学4年生から中学3年生までの児童・生徒
対象数	合計:641件 小学4年生:102名、小学5年生:125名、小学6年生:107名 中学1年生:94名、中学2年生:91名、中学3年生:122名
調査期間	令和6(2024)年12月9日～12月27日
調査方法	タブレットを活用したネット回答
回収状況	489件、回収率76.3%

### 【鏡野町のことが好きですか】

鏡野町のことが「好き」または「どちらかといえば好き」と回答したこどもは96.5%であり大半を占めています。

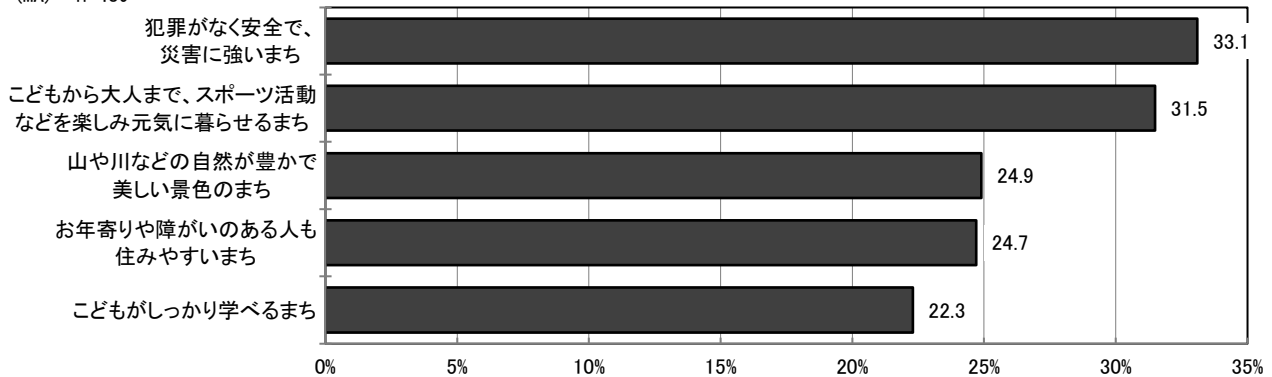
(SA) n=489



### 【鏡野町がどんなまちになってほしいか(したいか) ※上位抜粋】

今後、鏡野町がどのようなまちになってほしいか、どのようなまちにしたいか、については、「犯罪がなく安全で、災害に強いまち」が33.1%で最も高く、次いで「こどもから大人まで、スポーツ活動などを楽しみ元気に暮らせるまち」が31.5%が続いています。

(MA) n=489



### ③ 地域懇談会

この懇談会は、本計画の策定にあたり、各地区の皆様のご意見をお聞きするために、令和7(2025)年6月に町内12地区を訪問し、実施しました。

#### ■地区別懇談会意見要綱

共通的事項(頻出上位 10 項目)	
• 観光の充実(奥津、自然、農地)	• 公共交通の充実・改善
• 河川や道路の環境整備	• 医療(医師)の充実
• 農業の技術研究・事業承継	• 農地の保全・活用
• 高齢化・人口減少への対応	• 若者の働く場の創出
• 自然環境の保全・活用	• こどもの体験・教育の充実
エリア別の意見概要	

#### 鏡野地域

- 高齢者が元気なまちづくり
- 奥津湖を拠点とした観光と特産品開発
- 自転車トレイルコースの整備
- 旧校舎・公民館跡地の有効活用
- 通学歩道や道路脇用水路等の安全整備強化
- 耕作放棄地・竹林への支援・利活用
- 地域交通バスや通院支援の充実
- 農業・林業後継者支援と振興
- 災害対策や弱者向け避難整備の強化
- まちの美化やゴミ収集頻度の改善

#### 奥津地域

- 企業誘致、仕事紹介等、若者や移住者向けの仕事確保
- 空き家の活用や農地利活用の推進
- 高齢者向けの交通整備やバス利便性の向上
- 奥津温泉の活性化や観光施設の維持管理と魅力発信
- AI 対応の教育や公民館活用による社会教育の強化
- 猟友会との連携強化など、鳥獣害対策・森林保全対策
- 木材のチップ活用、共生や防災を踏まえた森づくり
- 過疎地域の維持・存続のための交通・教育・税制等への支援
- 職員による地域現場の把握や公民館活用の充実
- 行政主導による移住者交流会や移住パンフレットの充実

#### 富地域

- 富診療所や北部の医療体制の維持・充実
- ひらめ祭りなど地域行事への支援の継続
- 旧小学校や保育所の利活用と運営方針の明確化
- 免許返納後等、高齢化に対応した交通整備
- 農地管理や育苗に関する実効性のある施策の推進
- 文化財や富運動公園などの継続的な整備支援
- 自然保護と暮らしやすさを踏まえた発電施設有無の検討
- 誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現
- ふるさと公社の施設管理や運営基盤強化の検討
- 地域に合った人口推計、振興計画の策定と実行

#### 上齋原地域

- 国民宿舎いつき跡の解体と再整備の早期実現
- 若者の雇用創出と企業誘致
- 学校跡など、教育・公共施設の有効活用
- 災害後に発生している危険か所や橋梁修繕等への対応
- 鹿の増加への対策と森林の再生といった里山保全
- 高齢化に対応できる医療体制の維持と確保
- 自然を活かした観光の充実と宿泊施設の整備
- 公衆トイレの改修等、観光周辺環境の改善
- イベントの縮小ではなく継続的支援の実現
- 人口比だけでなく面積比等を加味した支援制度の検討

## ④ 小中学校への学校訪問


未来を担う子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、率直な意見を伺うため、令和7(2025)年1月に学校を訪問しました。児童・生徒がどんな「まち」に住みたいかを考えてもらいました。

### ■鏡野町の未来に向けた小学生の考え

町内小学 6年生(107名)からご意見をいただきました。


#### みんなからの要望

- 公園やスポーツ施設を増やしてほしい
- インターネット環境をよくしてほしい
- 自然を守り、環境破壊をやめてほしい
- バスなど交通手段を使いやすくしてほしい
- 自然や動物とふれあえる公園や広場がほしい
- 災害の時、どこに避難すればよいかわかりやすくしてほしい
- みんな仲良く、にぎわいのあるまちになってほしい
- 犯罪や事故のないまちにしてほしい
- きれいで美しいまちにしてほしい
- 通学路をきれいにしてほしい
- 高校や大学がほしい
- コンビニやお店を増やしてほしい
- 学校の古いところを直してほしい



#### 鏡野町の将来像

- 近所の人が仲良しなまち
- 働く場所がたくさんあるまち
- 観光スポットがたくさんあるまち
- インターネットでよく見かけるまち
- 自然がきれいで大切にされたまち
- 木材など資源が活用されているまち
- 高齢者を支える仕組みができているまち
- 空き家の活用と削減がされているまち
- 農業体験の場があるまち
- 交通が便利なまち
- 若い人が帰ってきたくなるまち
- 町のよさをアピールできるまち
- イベントがたくさんあるまち
- 遊ぶ場所がたくさんあるまち




### ■鏡野町の未来に向けた中学生の考え

町内中学 1・2年生(185名)からご意見をいただきました。


#### みんなからの要望

- スポーツ施設や遊ぶ場所を充実させてほしい
- 地域のイベントをなくさないで
- バス路線や本数をもっと使いやすくしてほしい
- 企業誘致などで働く場所が増えるとよい
- 避難所や防災グッズ・防災イベントの充実
- ネット環境の改善とそれを活用した情報発信
- 映えスポットで若い人を呼ぶ
- 吹奏楽でまちを盛り上げたい
- 商業施設や集まれる場所を増やす
- 交通安全や犯罪への対策
- 自転車でも安心して通れる道に
- 高校や専門学校がほしい



#### 鏡野町の将来像

- 人が増え、交流やにぎわいのあるまち
- 奥津や上齋原、富でも暮らしやすいまち
- 災害に強いまち
- 多様性に配慮のあるまち
- 若者にもわかりやすい情報発信がされているまち
- 美しい自然環境が保護されているまち
- 高齢者が安心して過ごせるまち
- 娯楽施設があるまち
- こどもが安全に過ごせるまち
- 移動と買い物が便利なまち
- 事件、事故、犯罪が少ないまち
- ごみの少ないまち
- みんなが仲良く助け合えるまち
- 知名度の高いまち



## ⑤ 高校生ワークショップ

鏡野町出身の高校生に、鏡野町での楽しかった体験や思い出(原体験)や鏡野町に必要なモノ・コトなどを話し合ってもらいました。

高校1～3年生(20名)からご意見をいただきました。

### 鏡野町での楽しかった体験や思い出

#### 小学校入学前

魚のつかみ取り・田植え・山遊びなどの自然体験

夏祭り・夕涼み会・スイカ割りなどの保育園・幼稚園の行事

すべり台・プールなどの園の施設・遊具で遊んだ思い出

園施設の新鮮さ・きれいさ

花火を見た感動

#### 小中学校時代

川遊び・スキー授業・田植え・寒ざらしなどの自然体験

花火大会・餅つき・マラソン大会などの地域行事・季節イベント

男女山公園などへの遠足や鏡野ドームでの活動

校舎・図書館・グラウンドなどの学校施設のきれいさ

プール・テニスコートなどの部活動・授業環境の良さ

給食がおいしかった思い出

#### 高校入学後

キャンプ・スノーボード・餅投げなど友達との体験活動

保育園でのボランティア活動



### 鏡野町のもっと良くなってほしいこと、必要なモノ・コト

(特に奥津・上齋原・小田などに)コンビニ・スーパーを増やしてほしい

バス停の数を増やすなど、バスの利便性を向上させてほしい

道路(凸凹道・道幅の狭さ)を整備して安全にしてほしい

遊べる場所・娯楽施設を増やしてほしい

観光客のマナー問題(ポイ捨て、騒音)を改善してほしい

公園や休憩スペース、飲み物の自動販売機など外出時の環境を良くしてほしい

バスの本数・時間帯を増やしてほしい

商業施設がほしい

祭り・花火をもっと増やしてほしい

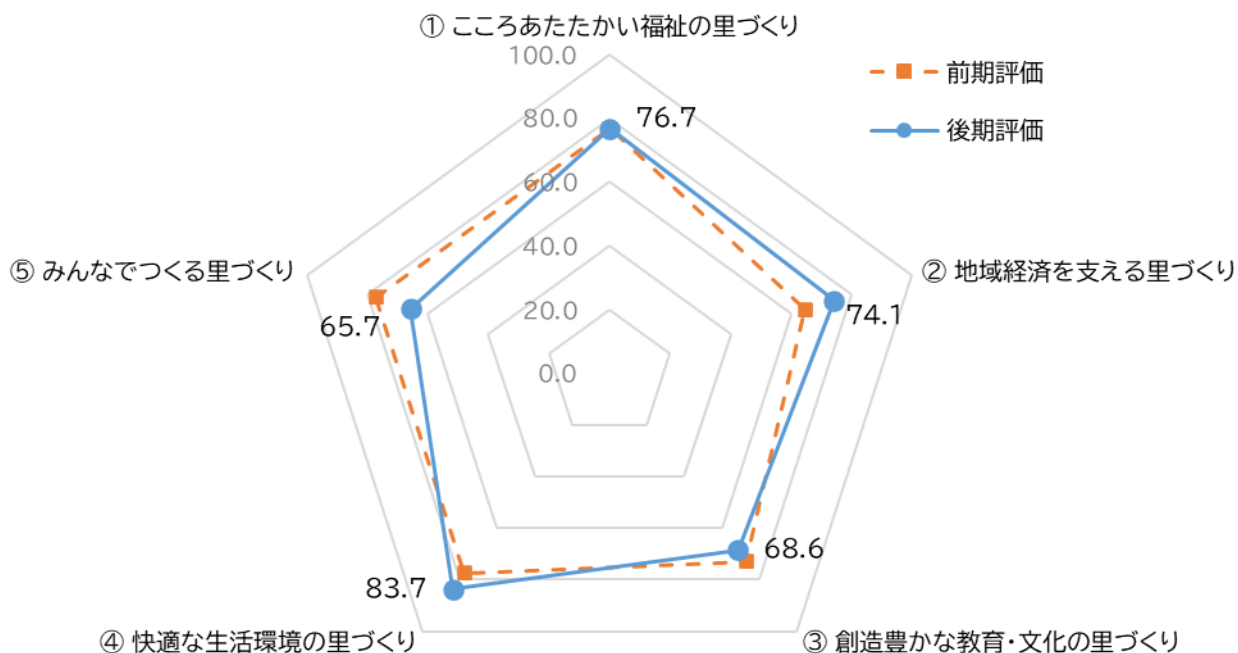
飲食店をもっと増やしてほしい



## (2) 取組の評価

鏡野町第2次総合計画後期基本計画の①～⑤の5つの基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」について評価を行いました。

施策の基準は下記表のとおりで、施策ごと採点(A:100、B:80、C:60、D:40、E:20に配点)を行い集計した結果、計画全体の評価点は76.1であり、前期評価の74.2を上回りました。また、前期評価に比べて、「基本目標5 みんなでつくる里づくり」の評価点が比較的低くなっています。



### ■評価基準

達成度	評価内容	達成状況	配点
A	後期基本計画に掲げた施策を達成した。	80～100%	100
B	後期基本計画に掲げた施策をおおむね達成した。	60～80%程度	80
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度	60
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度	40
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満	20

## 4 第3次総合計画策定にあたって

本町では、今後さらに進行する人口減少と高齢化により、主要産業や地域コミュニティに様々な課題が顕在化していくことが予想されます。加えて、インフラの老朽化、税収の減少、担い手不足などが地域経済に影響を及ぼすとともに、住民の暮らしにも不安が広がっています。

今後の行政運営では、変化の激しい状況の中で、変化や課題を予想しながら、どのような将来像を目指すのかを明確にし、地域の人々の力を中心として、現時点から実行すべき施策を段階的に整理・実行していく視点が重要となります。地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中で、豊かで多様な価値観を背景に、すべての住民が安心して暮らし続けられる持続可能な社会の構築が求められます。

そのためには、限られた人的資源をめぐって競い合うのではなく、互いに連携しながら協力体制を築くとともに、新たな技術を活用し、各主体が保有する情報や資源を共有・融通することにより、組織や地域の枠を越えたネットワーク型社会の構築が重要です。

加えて、急速に進行する円安や物価高騰の影響により、住民生活や地域経済に対する圧力が高まる中、困難に直面する人々や地域医療、地域福祉体制の維持に対する支援など、地域社会の維持を継続的に行う必要があります。住民の暮らしと経済を守る基盤として、地域の実情に即した判断を主体的に行いながら、テクノロジーの活用と多様な地域主体との連携を通じて必要な行政サービスを柔軟に提供する体制が求められています。

いつまでも暮らしやすい鏡野町とその将来像の実現に向けて、町議会や住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を構成する多様な主体が、資源制約のもとで「何ができるのか」「どのような将来を実現したいのか」について議論を重ね、将来ビジョンを共有しながら計画を着実に推進していくことが求められます。また、地域の収入増加につながる施策の検討・推進も求められます。

# 第2章 基本構想



# 1 まちの将来像

## (1) 基本理念

次の3つ基本理念を掲げ、今後も誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりを進めます。

### ① 交流・連携するまち

---

人と人、地域と地域が多様な価値観や立場を尊重し合い、心と心で結び合い、支えあって、お互いの存在をパートナーとしてより高めていくことができるまちの実現を目指します。

### ② 安全・安心なまち

---

地域の連携により、保健・医療・福祉、防災・減災等、生涯の様々な段階や局面で住民を支援する体制が充実した安全で安心な地域社会の構築を目指します。

### ③ こどものきらめく夢・未来を実現するまち

---

子どもたちが夢を抱き、希望と誇りをもって未来を創造できるまちの実現を目指します。

## (2) 将来像

### 誰もが 安心してくらせる 笑顔あふれるまち

豊かな自然や人とのつながりを大切にしながら、子どもから高齢者まですべての住民が、笑顔で健康やかに、安心して暮らし続けることができる、活力と魅力のあふれるまちを目指します。

## (3) キャッチフレーズ

### 花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

～このキャッチフレーズに込められた思い～

このキャッチフレーズは鏡野町在住の高校生が考えたものです。4つの町村が合併し、自然や文化、人々の努力が実を結び、これから町が発展していくこと、地域の魅力が開花・開拓されることを表しています。また、“未来へ駆ける”には持続可能な未来へ進んでいく力強さや明るい未来に向けての思いが込められています。

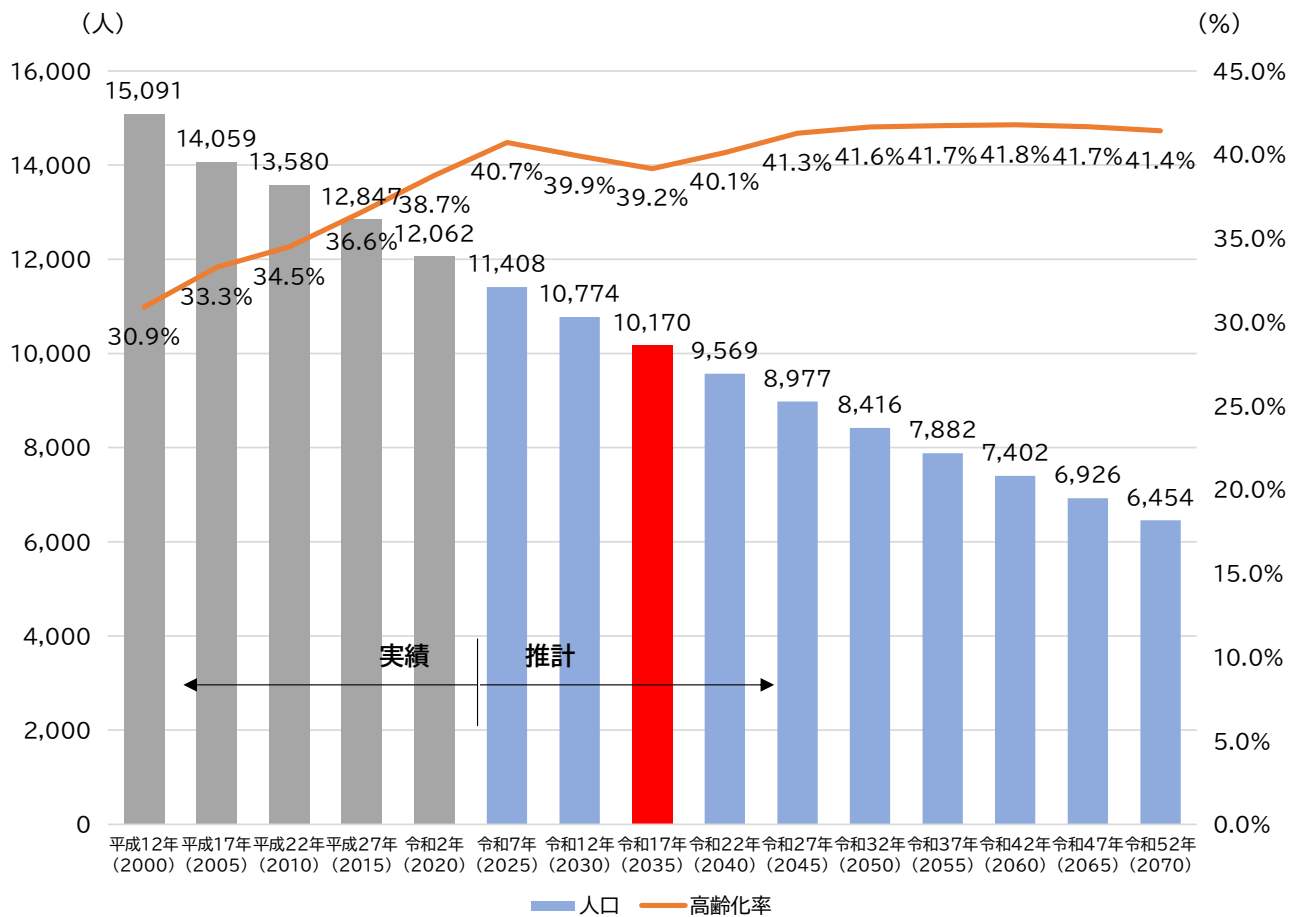
※このキャッチフレーズは合併20周年記念事業の一環として募集し、最終的に鏡野中学校の生徒による投票で決定しました。

## 2 将来人口

本町の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)によると、今後も減少し続け、基本構想の最終年次である令和17(2035)年には10,170人になることが予測されています。

一方、高齢化率については増加傾向にあり、令和7(2025)年には40.7%になることが予想されており、そこから令和17(2035)年までは一時的に減少するものの、再び増加に転じることが予測されています。

このような人口減少と高齢化の状況を認識し、今後、より一層、財政運営が厳しくなることや、行政サービスの担い手の確保が困難となることを想定した上で、政策・施策の選択と集中を行うとともに、効果的・効率的な行財政運営の体制・仕組みを不断に追求し、多様化・複雑化する住民ニーズを的確に反映した町政運営を行う必要があります。



※実績値「平成12(2000)年～令和2(2020)年」:国勢調査

※推計値「令和7(2025)年～令和32(2050)年」:

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

※推計値「令和37(2055)年～令和52(2070)年」:独自推計

※高齢化率:65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

## 3 土地利用について

### (1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある資源であり、町の貴重な財産です。自然環境の保全、安全性を前提として計画的な土地利用を進める必要があります。

### (2) 土地利用の基本方針

#### ① 人口減少下で活力を維持するための土地利用

---

人口減少や高齢化が進む中、地域の持続的な活力を保つためには、住みやすい環境を整備する必要があります。

各地域のバランスを考慮しつつ、生活利便性の高い都市計画区域や振興センター周辺を中心に、公共施設、都市機能を一定のエリアに集約し、医療福祉施設の確保、民間活力の誘導により、人口減少を視野に入れた土地利用を目指します。また、荒廃地や未利用地について住宅用地、商業用地、交流広場などへ転換を促し、地域活力の維持を図ります。

#### ② 防災・減災のための土地利用

---

災害リスクの高い区域における土地利用の制限や災害に備え、ハード整備とソフト対策に一体的に取り組み、被害を最小限に抑えます。保全地域と利用可能地域を明確に区分し、災害に強い地域を形成します。

#### ③ 自然環境の保全と活用に配慮した土地利用

---

自然豊かな森林の適切な保全と管理に努めながら、状況に応じて活用を図ります。また、農用地は優良農地の保全と集約を図りながら、農業集落と調和のとれた良好な地域環境、多面的機能の維持に努めます。

## 4 都市計画に関する基本的な方針

### (1) まちづくりの基本理念

土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、住民の生活及び生産を通じた諸活動の基盤であり、さらに、本町の恵まれた自然は、住民共有の貴重な財産であります。このため、地域ごとの現況や特性等を踏まえ、良好な田園風景や自然環境との調和に努めながら、生活環境施設の維持と併せ、産業の振興、商業・業務機能の充実を図り、職住が適正に配置された利便性の高いまちづくりを進め、地域拠点機能を維持します。

住民が安全・安心に生活を営めるように地震、台風や水害等に対する防災環境の向上を図るため、地域住民による自主防災組織の形成や産官民の協働による「減災」を目指し、「災害に強いまちづくり」に向けた取組を推進します。また、都市計画区域については、居住や医療、福祉等の都市機能の集約化に向け、都市を形成する主要な施設等の計画的な土地利用を図り、コンパクトで持続可能な都市構造を目指します。



男女山公園から見た鏡野町

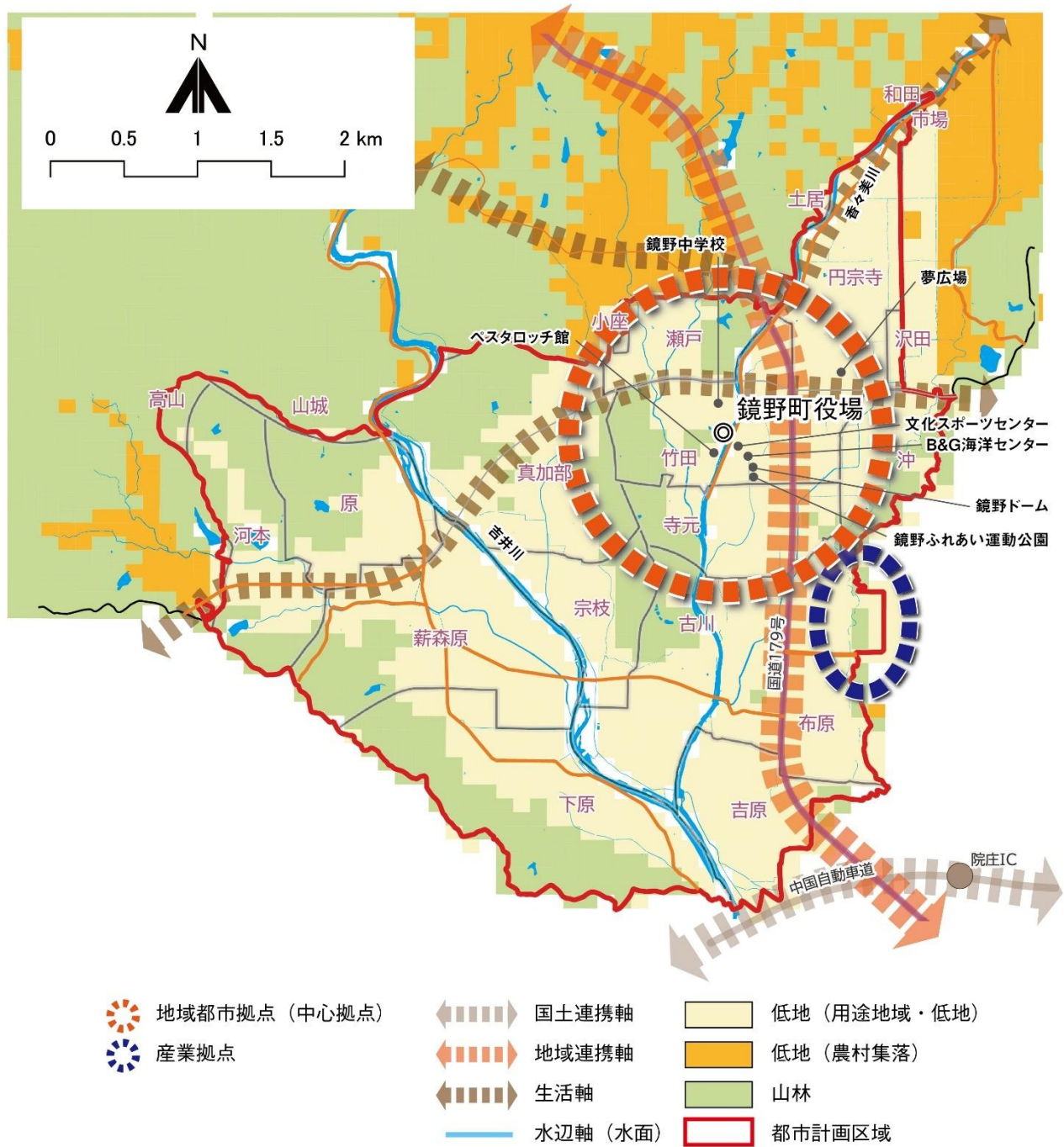
## (2) 将来都市構造の設定






機能に応じた拠点(地域都市拠点、農村交流拠点、産業拠点、高次都市拠点)と軸(国土連携軸、地域連携軸、生活軸)としての交通ネットワークにより、骨格構造を形成します。










都市計画区域には、役場周辺のおおむね1km圏域を地域都市拠点として設定し、コンパクトで求心力のある中心部を形成します。

■将来都市構造の設定（都市計画区域）



		考え方
拠点	広域拠点 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的圏域の拠点（高次都市機能を有する津山市街地）</li> <li>・津山広域都市計画区域及び県北を圏域とする行政、商業・業務、医療・福祉、教育・文化などの高次都市機能が集積した魅力ある市街地を形成</li> <li>・県北の中心拠点として周辺地域との公共交通について利便性向上を促進</li> </ul>
	地域都市拠点 （中心拠点） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町域程度の圏域（行政機能などが一定以上集積している市街地）</li> <li>・鏡野町役場に近接する既成市街地</li> <li>・行政機能などの都市機能を維持したうえで、居住や都市機能を誘導することにより拠点機能を強化</li> </ul>
	農村交流拠点 （地域生活拠点）  （小さな拠点） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の中心となる振興センター、公民館などの周辺であり、複数の集落が集まる地域の拠点</li> <li>・既存施設やインフラ等を活かしながら、地域都市拠点（中心拠点）へのアクセス性の維持・向上を図り、地域の生活サービスを維持し、住民によるコミュニティづくりを促進</li> <li>・富振興センター、上齋原振興センターは小さな拠点として位置づけ</li> </ul>
	産業拠点 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地域（津山産業・流通センター）</li> <li>・広域的な物流拠点として流通業務施設を集積</li> </ul>

		考え方
軸	国土連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿方面、広島・九州方面を結ぶ中国自動車道</li> <li>・各方面との連携強化を促進、院庄 IC で国道 179 号と接続し、鏡野町内部にアクセス</li> </ul>
	地域連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接市町を結び、連携を強化するための幹線道路（国道 179 号）</li> <li>・国土連携軸・広域連携軸へのアクセスを強化</li> </ul>
	生活軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の生活を支える生活軸（主な県道、町道や農道）</li> </ul>
	水辺軸 （河川・湖） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉井川（奥津湖、恩原湖）、香々美川、目木川、余川</li> <li>・水と自然にふれあう場として、また、生物多様性を確保するグリーンインフラとしての環境軸</li> </ul>

		考え方
ゾーン	低地（用途地域・低地） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を鑑み、住宅地、商業施設などの混在する市街地等を形成する低地のゾーン</li> </ul>
	低地 （農村集落） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の生活環境を守る地域（農業生産基盤である農地及び農業集落が集積する暮らしや生業の場）</li> <li>・身近な自然や里山景観を保全する低地のゾーン（災害抑制や景観を守るグリーンインフラとしてのゾーン）</li> </ul>
	山林 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地や森林等の環境を守るためのグリーンインフラとしてのゾーン</li> <li>・森林資源としてだけでなく、水源涵養、土砂流出防備など公益的機能としても重要であり、森林を保全・育成</li> <li>・優れた自然環境を保全（岡山県立森林公園・氷ノ山後山那岐山国定公園・湯原奥津県立自然公園、鳥獣保護区等）</li> </ul>

### (3) 都市施設の整備・管理方針

#### ■道路

現決定路線については、整備済みであり、今後も円滑な交通処理機能や災害時の緊急輸送路としての機能の確保に向けて、計画的な維持・管理を関係機関に働きかけていきます。

都市計画道路

3・3・鏡1鏡野国道179号

L=3,460m W=25.0m(整備率100%)

#### ■下水道

下水道整備は、平成10(1998)年以降に急速な整備を進め、令和5(2023)年度末に整備を完了しています。

今後は、老朽化が進んでいる下水道施設の改修や長寿命化対策について、計画的な更新整備などに取り組んでいきます。

#### ■都市公園

令和6(2024)年度から供用を開始した都市公園、「鏡野ふれあい運動公園」は多様な活動の拠点、憩いの場として誰もが安心して快適に過ごせるよう安全・安心な施設管理を行っていきます。



鏡野ふれあい運動公園落成式

## (4) 地域特性に応じたまちづくり方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後のまちづくりの方向性などを考慮し、それぞれの地域特性を活かした総合的なまちづくりに取り組みます。

### ◆鏡野地域

地域都市拠点としての機能を強化し、人々が気軽に訪れ、交流し、集い、にぎわいが生まれる中で、多世代が集い、支えあうコミュニティ形成を促進する中心となる拠点としての空間を目指します。

### ◆奥津地域

奥津温泉・奥津湖・奥津溪などの自然資源の活用により、「健康」「癒し」をキーワードとしたアウトドアアクティビティ、食などの観光を推進し、交流人口の増加、定住化の促進につながる空間を目指します。

### ◆上齋原地域

高清水トレイルや恩原高原、岩井滝など中国山地の雄大な自然環境を活かした観光を通じて、食や人々の温かさなど地域の魅力を発信し、地域内外から多くの人々が訪れる、にぎわいある空間を目指します。

### ◆富地域

豊かな森林と白賀溪谷の自然、受け継がれる歴史文化、あたたかな人の輪を大切に、地域内外の人と心通わせ、つながりが生まれる交流空間を目指します。



鏡野町航空写真図

## 5 将来像を実現する7つの柱（政策）

まちの将来像の「誰もが安心してらせる 笑顔あふれるまち」を実現するため、新たに7つの柱を政策として位置づけ、取組を推進します。

### 政策1 未来を切り拓く子どもたちが輝くまちづくり

#### ■めざすまちの姿

未来を担う子どもたちを大切に育み、一人ひとりが輝けるまち

安心して、子どもを産み、育てられる環境をつくとともに、未来を担う子どもたちをみんなで見守り、育てる地域づくりを目指します。

#### ■政策実現のための手段(施策)

- |             |          |
|-------------|----------|
| ①子育て支援の充実   | ③学校教育の充実 |
| ②保育・幼児教育の充実 |          |

### 政策2 地域で支えあい、健康に過ごせるまちづくり

#### ■めざすまちの姿

互いに心が通い合い、支えあう地域共生社会の実現と、住んでよかったと思えるまち

すべての住民が、安心して、互いに支えあいながら暮らすことができるとともに、誰もが元気で明るく、いきいきと社会参加できるまちづくりを目指します。

#### ■政策実現のための手段(施策)

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ①地域医療の推進  | ④高齢者福祉の推進    |
| ②健康づくりの推進 | ⑤障害者(児)福祉の推進 |
| ③地域福祉の推進  |              |

## 政策3 にぎわいと豊かさを感じられるまちづくり

### ■めざすまちの姿

誰もが能力を発揮していきいきと働くことができ、経済的にも豊かなまち

多様な観光資源や農林水産業などを連携させ、他産業への波及効果を拡大させながら、雇用機会と就労環境の向上に努め、安定した生活ができるよう活力ある産業づくりを目指します。

### ■政策実現のための手段(施策)

- |        |         |
|--------|---------|
| ①農業の振興 | ③商工業の振興 |
| ②林業の振興 | ④観光の振興  |

## 政策4 豊かな心を育む文化と交流のまちづくり

### ■めざすまちの姿

生涯にわたる学習活動を行い、交流と活気と元気が生まれるまち

身近な芸術・文化・スポーツ活動等の生涯学習活動によって、すべての住民が未来に向けて人生の豊かさを実感でき、彩り豊かな文化を育むとともに、多様性と人権が尊重され、一人ひとりが生きがいを持ち続けることができるまちづくりを目指します。

### ■政策実現のための手段(施策)

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ①生涯学習・スポーツの促進   | ③多様性と人権が尊重される社会の実現 |
| ②文化財と伝統行事の保存と活用 |                    |

## 政策5 安心して暮らせるまちづくり

### ■めざすまちの姿

人と自然が調和・共生し、安心して暮らせるまち

恵まれた自然環境を、住民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、すべての住民が安全に、そして安心して暮らしていける町を目指します。

### ■政策実現のための手段(施策)

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ①消防の推進    | ③生活安全対策の推進        |
| ②防災・減災の推進 | ④自然環境の保全と循環型社会の構築 |

## 政策6 便利で快適なまちづくり

### ■めざすまちの姿

利便性が高く、快適な生活が続けることができるまち

地域の特性を活かしながら、持続可能で利便性の高い生活基盤を整えるとともに、変化する社会や暮らしのニーズに対応できる柔軟で強靱なまちづくりを目指します。

### ■政策実現のための手段(施策)

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ①上下水道の整備と維持管理  | ③公共的交通機関の充実 |
| ②安全で快適な道路環境の整備 |             |

## 政策7 みんなで作るまちづくり

### ■めざすまちの姿

住民が、住民自治に基づく主体的な活動ができるとともに、住民・行政がまちづくりの課題に効率的、効果的かつ迅速に対応できるまち

地域の力を活かしながら、住民と行政が協働し、変化する社会課題にも柔軟に対応できる、持続可能で信頼される町の運営を目指します。

### ■政策実現のための手段(施策)

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ①移住・定住・人口減少対策の促進 | ③職員の能力・意欲を引き出す人材育成 |
| ②住民のまちづくりの推進     | ④健全な行財政運営の推進       |



鏡野町合併 20 周年記念式典

## 6 政策体系

将来像

政策(7本の柱)

施策(26 施策)

誰もが  
安心して  
くらし  
せる  
笑顔  
あふ  
れる  
まち

政策 1 未来を切り拓く  
子どもたちが輝く  
まちづくり

1-1 子育て支援の充実

1-2 保育・幼児教育の充実

1-3 学校教育の充実

政策 2 地域で支えあい、  
健康に過ごせる  
まちづくり

2-1 地域医療の推進

2-2 健康づくりの推進

2-3 地域福祉の推進

2-4 高齢者福祉の推進

2-5 障害者(児)福祉の推進

政策 3 にぎわいと  
豊かさを感じられる  
まちづくり

3-1 農業の振興

3-2 林業の振興

3-3 商工業の振興

3-4 観光の振興

政策 4 豊かな心を育む  
文化と交流の  
まちづくり

4-1 生涯学習・スポーツの促進

4-2 文化財と伝統行事の保存と活用

4-3 多様性と人権が尊重される社会の実現

政策 5 安心して暮らせる  
まちづくり

5-1 消防の推進

5-2 防災・減災の推進

5-3 生活安全対策の推進

5-4 自然環境の保全と循環型社会の構築

政策 6 便利で快適な  
まちづくり

6-1 上下水道の整備と維持管理

6-2 安全で快適な道路環境の整備

6-3 公共的交通機関の充実

政策 7 みんなでつくる  
まちづくり

7-1 移住・定住・人口減少対策の促進

7-2 住民のまちづくりの推進

7-3 職員の能力・意欲を引き出す人材育成

7-4 健全な行財政運営の推進



# 第3章 基本計画



# 基本計画の見方

基本計画では、基本構想で掲げた「7つの柱」ごとに、それぞれの政策について成果指標や取組方針を具体的に記載しています。

## ① 施策

該当する政策実現のための手段として施策名を掲げています。

## ② 施策の目的

この施策を誰の(何の)ために、どいういった意図で実施するのかを記載しています。

## ③ 現状

施策に関する町の近年の状況と課題をまとめています。

## ④ 成果指標

計画の推進について、統計やアンケート等の結果から客観的に評価し、達成度合いを測るための指標を設定しています。

施策  
1-1

## 子育て支援の充実

### 【施策の目的】

#### 対象(誰に・何に・何を)

- 子ども、保護者
- 妊婦
- 子どもを希望する夫婦

#### 意図(どういう状態にする・どうなってもらう)

- 心身ともに健全に育ってもらう
- 町内で安心して幸福を感じながら子育てをしてもらう
- 子育てと仕事を両立してもらう

### 【現状】

#### 多様化する家庭環境や子どもの状況に応じた支援が必要

- 町の合計特殊出生率は、岡山県や国と比較すると高い数値で推移しています。
- 令和6年10月に設置した子ども家庭センターを中心に、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会、保育園、学校等からの情報等により、支援が必要な子どもや家庭の状況を把握し、専門職による切れ目のない支援を行っています。
- ひとり親や複雑な背景を持つ家庭の増加とともに、支援の必要がある子どもや家庭が増えていくことから、子ども家庭センターの周知と相談支援体制のさらなる強化充実が必要です。

#### 地域での子育て支援と居場所づくりが必要

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、保護者の孤立感や子育ての負担感が高まっています。子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、地域の居場所活動などの既存資源を活かし、地域ぐるみの支え合いの仕組みや仲間づくりの場を広げることが必要です。

#### 多様なサービスの提供による子育て環境の向上が必要

- 多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援により、「子育てしやすい町」の実現が期待されています。必要な人に必要な情報を提供し、サービスにつなげるため、各種申請手続きの電子化や子育てアプリによる情報発信その他、様々な方法による体制の強化が必要です。

### 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
出生児数	人	67	70
乳幼児健診受診率	%	98.5	98.5
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	97.1	98.0
仕事と子育てが両立できていると感じている保護者の割合	%	80.7	85.0

【目標値の設定理由】

- 「出生児数」については、一人でも多くの子どもが生まれ、成長し、まちの担い手となることが、町の発展につながることから、現状値を上回る70人を目指します。
- 「乳幼児健診受診率」については、乳幼児健診により個々の心身の状態を把握することが、子どもの健やかな成長につながることから、高い水準にある現状値98.5%の維持を目指します。
- 「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」については、子育てに対する幸福感が、子どもの健やかな成長と、子どもを産み育てることへの希望につながるため、地域ぐるみで「子育てしやすいまちづくり」を推進することが大変重要であることから、現状値を上回る98.0%を目指します。
- 「仕事と子育てが両立できていると思う町民の割合」については、施策の意図に直結することから設定し、現状値を上回る85.0%を目指します。

【施策の目標達成のための取組方針】

① 切れ目のない相談支援と専門的支援体制の充実

子ども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行い、すべての子どもが安心して成長できる環境を整えます。発達支援、虐待予防、貧困対策、ヤングケアラー対策などに対応し、専門職や関係機関との連携による包括的な相談支援体制を強化します。

② 地域ぐるみの子育て支援と仲間づくりの推進

放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、地域の居場所活動などの地域資源を活かし、子育て世帯を地域全体で支える仕組みを整えます。新たな資源の掘り起こしにも取り組み、保護者同士の交流や仲間づくりを進めます。

③ 子育て支援サービスの充実及び情報発信の強化

子育て中の保護者の多様なニーズを的確に把握し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めます。また、アプリにより個々に必要な情報を的確に届け、安心して子育てができる環境を整えます。

【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
○ 住民及び地域は、子どもや子育て家庭を温かく見守り、地域ぐるみの支え合いや子育ての仲間づくりに取り組みます。	○ 子どもや保護者が相談しやすい体制を整え、必要な支援に努めます。 ○ 住民ニーズの高い子育て支援サービスの充実に努めます。 ○ 子育てにかかる経済的負担を軽くするため、費用助成などの拡充に努めます。 ○ 地域における子育て世帯を支援する活動を支えます。

⑤ 目標値の設定理由

指標やその目標値として、なにを意図してその指標としているのか、どういった理由でその目標値を目指すのかについて記載しています。

⑥ 取組方針

施策を展開する上で、基本的な軸となる取組についての方向性を掲げています。また、取組の具体的な内容についても記載しています。

⑦ 役割分担

住民や地域、事業者等が、普段から“取り組める役割”と“行政として請け負うべき役割”について記載しています。



# 政策1

## 未来を切り拓くこどもたちが 輝くまちづくり

### ■めざすまちの姿

未来を担うこどもたちを大切に育み、一人ひとりが輝けるまち

### <施策>

1-1	子育て支援の充実	P 40
1-2	保育・幼児教育の充実	P 42
1-3	学校教育の充実	P 44

### ■当該分野とSDGsとのつながり



# 子育て支援の充実

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• こども、保護者</li> <li>• 妊婦</li> <li>• こどもを希望する夫婦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 心身ともに健全に育ってもらう</li> <li>• 町内で安心して幸福を感じながら子育てをしてもらう</li> <li>• 子育てと仕事を両立してもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 多様化する家庭環境やこどもの状況に応じた支援が必要

- 町の合計特殊出生率は、岡山県や国と比較すると高い数値で推移しています。
- 令和6年10月に設置したこども家庭センターを中心に、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会、保育園、学校等からの情報等により、支援が必要なこどもや家庭の状況を把握し、専門職による切れ目のない支援を行っています。
- ひとり親や複雑な背景を持つ家庭の増加とともに、支援の必要があるこどもや家庭が増えていることから、こども家庭センターの周知と相談支援体制のさらなる強化充実が必要です。

### 地域での子育て支援と居場所づくりが必要

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、保護者の孤立感や子育ての負担感が高まっています。子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、地域の居場所活動などの既存資源を活かし、地域ぐるみの支えあいの仕組みや仲間づくりの場を広げることが必要です。

### 多様なサービスの提供による子育て環境の向上が必要

- 多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援により、「子育てしやすい町」の実現が期待されています。必要な人に必要な情報を提供し、サービスにつなげるため、各種申請手続きの電子化や子育てアプリによる情報発信その他、様々な方法による体制の強化が必要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
出生児数	人	67	70
乳幼児健診受診率	%	98.5	98.5
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	97.1	98.0
仕事と子育てが両立できていると感じている保護者の割合	%	80.7	85.0

## 【目標値の設定理由】

- 「出生児数」については、一人でも多くの子どもが生まれ、成長し、まちの担い手となることが、町の発展につながることから、現状値を上回る70人を目指します。
- 「乳幼児健診受診率」については、乳幼児健診により個々の心身の状態を把握することが、子どもの健やかな成長につながることから、高い水準にある現状値98.5%の維持を目指します。
- 「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」については、子育てに対する幸福感が、子どもの健やかな成長と、子どもを産み育てることへの希望につながるため、地域ぐるみで「子育てしやすいまちづくり」を推進することが大変重要であることから、現状値を上回る98.0%を目指します。
- 「仕事と子育てが両立できていると感じている保護者の割合」については、施策の意図に直結することから設定し、現状値を上回る85.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 切れ目のない相談支援と専門的支援体制の充実

こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行い、すべての子どもが安心して成長できる環境を整えます。発達支援、虐待予防、貧困対策、ヤングケアラー対策などに対応し、専門職や関係機関との連携による包括的な相談支援体制を強化します。

### ② 地域ぐるみの子育て支援と仲間づくりの推進

放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、地域の居場所活動などの地域資源を活かし、子育て世帯を地域全体で支える仕組みを整えます。新たな資源の掘り起こしにも取り組み、保護者同士の交流や仲間づくりを進めます。

### ③ 子育て支援サービスの充実及び情報発信の強化

子育て中の保護者の多様なニーズを的確に把握し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めます。また、アプリにより個々に必要な情報を的確に届け、安心して子育てができる環境を整えます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民及び地域は、子どもや子育て家庭を温かく見守り、地域ぐるみの支えあいや子育ての仲間づくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもや保護者が相談しやすい体制を整え、必要な支援に努めます。</li> <li>○ 住民ニーズの高い子育て支援サービスの充実に努めます。</li> <li>○ 子育てにかかる経済的負担を軽くするため、費用助成などの拡充に努めます。</li> <li>○ 地域における子育て世帯を支援する活動を支えます。</li> </ul>

# 保育・幼児教育の充実

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内園に通う園児・保護者</li> <li>入園を希望する保護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の育ちに合った適切な保育・教育を受ける</li> <li>身近な人とふれあい、地域に親しみを持つ</li> <li>安心してこどもを園に預けることができる</li> </ul>

## 【現状】

### ニーズに対応できる保育・教育の提供体制整備が必要

- 様々な保育の制度が進む中でも、多様化する保育ニーズに応える体制の整備が必要です。
- 町内の園では「こどもまんなか」の理念のもと、一人ひとりの育ちを大切にされた保育を実施し、保護者の満足度は高い水準にある一方で、待機児童の発生が続いており、小規模保育事業や乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)の実施に向けた体制整備が課題となっています。
- こども一人ひとりに合わせた支援と多様な体験・交流の機会を充実させることが重要です。

### 地域と連携した子育て環境の充実が必要

- 地域と連携した保育・教育の場を広げ、園庭開放や一時預かり事業、情報発信などを通して、園を利用していないこどもや家庭への支援を強化することが必要です。

### 保育人材の確保と育成が必要

- 待機児童の解消に向け、保育士等の人材確保は大きな課題となっています。様々な方策を講じているものの、有効な解決策は見出せていません。
- 潜在保育士や、保育士を目指す学生に町内の園を選んでもらえるよう、SNSなどによる園の魅力発信や、様々な機会を活用した園のPRが必要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
喜んで園に通っている園児の割合	%	83.8	88.0
こどもを安心して預けている保護者の割合	%	96.3	97.0
待機児童数	人	8	0

## 【目標値の設定理由】

- 「喜んで園に通っている園児の割合」については、園に通い質の高い保育・教育を受けることが、こどものより良い育ちにつながるため、保育・教育の質のさらなる向上を図ることにより、88.0%を目指します。
- 「こどもを安心して預けている保護者の割合」については、実績値が高い水準であり、その水準を維持することを目標とし97.0%を目指します。
- 「待機児童数」については、保育士確保などに努め、0人を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 質の高い保育・教育の充実

園内外の研修や計画・振り返りを通じて職員の資質向上を図り、職員全員でこどもへの理解を深めます。個々の育ちに応じた支援や多様な体験・交流を充実させ、こども一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い保育・教育を実現します。

### ② 地域連携によるこどもの成長支援

小・中学校との連携を通して学びの一貫性や社会性を育みます。地域行事や地域の人々との交流を活用し、こどもが地域に親しみながら安心して成長できる環境づくりを進めます。

### ③ 保育人材の確保

職員の研修充実や働きやすい環境整備に取り組み、専門性向上と協働体制の強化を図ります。安定的で質の高い保育・教育を提供するため、保育士確保や関連施設との連携を強化します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民及び地域は、地域ぐるみで園を支援し、こどもの成長を見守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもへの理解を深め、こどもの育ちを支援します。</li> <li>○ 地域や関係機関と連携しながら、こどもが健やかに育つよう努めます。</li> <li>○ 保育人材を確保し、待機児童の解消に努めます。</li> </ul>

# 学校教育の充実

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校児童</li> <li>中学校生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知・徳・体のバランスの取れた人材に育てもらう</li> <li>確かな学力の定着と豊かな人間性を育んでももらう</li> </ul>

## 【現状】

### 児童・生徒一人ひとりに応じた学びの質の向上が必要

- 学力学習状況調査の結果を踏まえ、児童・生徒一人ひとりの学習状況や特性に応じた指導の充実が求められています。日々の授業改善を通じて、確かな学力の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びを重視した教育を推進し、学ぶ意欲や考える力を育むことが重要です。

### ICTを活用した学習環境と指導力の向上が必要

- 一人一台端末を活用した学習や授業の定着に向け、ICT支援員の配置や教職員研修を通じてICT指導力を高める必要があります。電子黒板やタブレットを活用した授業環境の整備とともに、個別支援体制の充実を図ります。

### 豊かな心と健やかな身体を育む教育環境の充実が必要

- 知・徳・体の調和を重視し、地域と連携した学びや、少人数・特別支援学級の活用、施設整備など、教育環境の充実が求められています。
- 町の子どもたちの健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携した、見守り体制や家庭・学校教育の強化が必要です。
- 部活動の地域移行については、検討委員会での協議に加え、学校と連携し、関係者で情報共有しながら取り組む必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差(児童・生徒)	%	-5.7	0.0
地域や社会をよくするために何かしたいと回答した児童・生徒の割合	%	79.2	80.0
全国体力・運動能力等調査の合計点の全国平均との差(児童・生徒)	点	+0.64	+1.00

## 【目標値の設定理由】

- 「全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差」については、全国平均値とします。
- 「地域や社会をよくするために何かしたいと回答した児童・生徒の割合」については、地域と学校が連携して行う活動を通じて、児童・生徒が自主的に地域活動へ取り組む意識を高めるため、目標値を80.0%とします。
- 「全国体力・運動能力等調査の合計点の全国平均との差」については、今後も引き続き、児童・生徒の体力の向上を目指し、全国平均数値との差の目標値を+1.00点とします。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 児童・生徒一人ひとりの学力向上と主体的な学びの推進

児童・生徒の学力課題を把握し、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で授業改善に取り組みます。

家庭と連携し、メディアコントロールやチャレンジカードの活用により、家庭学習習慣の定着を図るとともに、学習意欲を引き出します。

### ② 教育環境・条件の整備とICT・個別支援の充実

ICT端末や電子黒板の活用、ICT支援員の配置を通じて教員の指導力向上を図るとともに、個別支援が行き届く体制を整備します。食育や体力づくり、いじめや不登校など個別に対応が必要な児童・生徒への支援、就学援助や特別支援学級の設置など、多様な教育環境と条件を整え、児童・生徒が安心して学べる学校づくりに取り組みます。また、教職員間で支援方針の共通理解を図ることで、教育の質の向上を促進します。

### ③ 鏡野町らしい特色ある教育の充実

ペスタロッチの提唱する知・徳・体の調和を基に、学力のみならず、スポーツを通じた心身の健全な成長を重視した教育の推進、地域の歴史・文化・産業を学ぶ機会の拡充や、小中学生の郷土愛と豊かな人間性を育みます。また、コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域ぐるみで学校を支え、児童・生徒が生涯にわたり主体的にたくましく生きる力を育めるような教育を実践します。

青少年の非行防止や健全育成に向けて家庭・学校・地域が連携して見守り育てる環境づくりを推進します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校は、保護者、地域と連携した教育の構築を図ります。</li><li>○ 保護者は、家庭学習習慣をしっかりと身につけさせるよう努めます。</li><li>○ 地域は、地域ぐるみで学校を支援し、こどもの成長を支えていきます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育環境の整備・充実を図ります。</li><li>○ 教育基本方針の作成を行い、学校に対しての指導助言に努めます。</li><li>○ 学校教育の充実(教職員配置の増員など)のため、国・県へ支援を要望していきます。</li><li>○ 部活動の地域移行に向けた環境整備を図ります。</li></ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『こどものくに鏡野町』

# 政策2

## 地域で支えあい、 健康に過ごせるまちづくり

### ■めざすまちの姿

互いに心が通い合い、支えあう地域共生社会の実現と、  
住んでよかったと思えるまち

### <施策>

2-1	地域医療の推進	P 48
2-2	健康づくりの推進	P 50
2-3	地域福祉の推進	P 52
2-4	高齢者福祉の推進	P 54
2-5	障害者（児）福祉の推進	P 56

### ■当該分野とSDGsとのつながり



# 地域医療の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>町内の医療機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時に適切な医療が安心して受けられる</li> <li>早く手当、治療をしてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 安定的な医療提供体制の確保が必要

- 現在、新たな国民健康保険病院の建設を進めており、医療体制の中核になることが期待されています。
- 人口減少が進む中で、今後の患者数は減少していくことが予想され、民間医療機関との役割分担・連携が必要です。
- 老朽化する医院や医療設備の計画的な更新が必要です。

### 医療人材の確保・維持とともにICTを活用した医療サービス等の充実が必要

- 現状の人口10万人当たりの医師数は192.34人と全国平均305.25人に比べても低い中で、医師・看護師の高齢化も進んでおり、医療人材の安定的な確保と育成が課題です。
- オンライン診療などICTの活用が求められており、町内では診療所での実証実験が行われています。交通手段が乏しい地域も含め、医療アクセス向上のための仕組みづくりが求められています。

### 医療介護連携のさらなる強化・充実が必要

- 85歳以上の高齢者が増加する中、入院中心の体制から地域完結型・在宅医療中心への転換が求められています。医療・介護・生活支援の連携を深め、地域全体で支える体制づくりが必要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
町内の医療機関を利用している町民の割合	%	82.3	83.0
地域の医療環境が整っていると感じている町民の割合	%	62.6	71.0

## 【目標値の設定理由】

- 「町内の医療機関を利用している町民の割合」については、今後も病気の早期治療・早期発見のために医療設備の更新や医療サービスの充実を図ることで、83.0%を目指します。
- 「地域の医療環境が整っていると感じている町民の割合」については、町内の医療環境を向上させ、安心して受診できる環境を整えていくことを目標とし、71.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 医療機関の存続と連携

新たな鏡野町国民健康保険病院を中心に、医療機関同士の連携体制を整備しつつ、計画的で安定した病院運営を目指します。

また、身近なかかりつけ医療機関として受診ができるよう、医療機器等の施設設備の更新を計画的に行うとともに、中枢病院との連携も強化します。

## ② 医療人材の確保とICTを活用した医療サービスの充実

国・県の制度を活用し、医師や看護師の派遣・採用体制を強化します。オンライン診療や医療MaaSの調査・研究を進め、交通が不便な地域でも安心して医療を受けられる仕組みを目指します。テクノロジーの活用で診療効率と医療資源の有効利用を図り、持続可能な体制整備を進めます。

## ③ 医療・介護の連携強化

増加する在宅医療ニーズに対応するため、医師会や介護事業者、関係機関との連携を支援・強化します。地域包括ケアシステムの「更なる深化」を推進し、医療と介護が一体となった地域医療体制を整備します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、町内にかかりつけ医師(医院)を確保するよう努めます。</li> <li>○ 住民は、救急・応急手当の対処法、AEDの使用法について理解を深めるとともに保管場所の確認に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新病院の建設に向け、安定した医療の提供と健全な病院経営に努めます。</li> <li>○ 国・県に対して、救急搬送体制、医師の確保、へき地医療体制の充実について、支援を求めます。</li> </ul>

# 健康づくりの推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康な状態で生涯を暮らしてもらう</li> <li>心身ともに健康で暮らしてもらう</li> <li>健康づくりに取り組んでもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 生活習慣病予防や健康寿命の延伸に向けた健康意識の向上が必要

- 健康寿命は延伸傾向にあるものの、糖尿病・高血圧・慢性腎臓病など生活習慣病が多く、重症化予防のため生活習慣の改善が重要です。
- 鏡野町国保加入者の医療データによる標準化死亡比(SMR)では男女ともに「急性心筋梗塞」が非常に高くなっており、生活習慣との関連性等知識を深めるとともに、一人ひとりの生活習慣の改善を進めていく必要があります。
- 健康ポイント事業や「健康チャレンジ90日事業」の参加者は増加傾向にありますが、参加されていない方へのPRや参加機会の拡充による行動定着が課題です。歯科検診や8020運動を推進し、口腔を含めた健康づくりと主体的な健康行動の継続を支援します。

### 健診・検診受診率の向上や早期発見・早期治療による健康の維持が重要

- 特定健診受診率等、国の目標には達しておらず、さらなる受診率向上を目指す必要があります。
- 早期発見体制の活用促進を図るとともに、がん検診制度改正や乳幼児健診への対応、社会環境整備を通じて地域全体で健康を支える体制を強化します。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
特定健診の受診率	%	41.4	56.0
国保被保険者1人当たりの医療費	千円	441	380以下
健康だと思う町民の割合	%	69.5	74.0

## 【目標値の設定理由】

- 「特定健診の受診率」については、県、国の平均より高い受診率を維持していますが、国の目標である70%には到達していないため、56.0%を目指します。
- 「国保被保険者1人当たりの医療費」については、近年上昇傾向にありますが、検診の推進による予防医療により医療費の抑制を図ります。
- 「健康だと思う町民の割合」については、令和6年度に69.5%と大幅な減少がみられましたが、主体的な健康づくりと環境づくりを推進し、第2次総合計画(後期計画)の最高値である73.6%を上回る目標値を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 健康意識の向上と生活習慣病予防

令和6(2024)年度に策定した「第3次健康かがみの21」を基に、各種健康分野における取組を確実に推進し、住民の健康に対する意識の向上に努めます。さらに、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関や関係各課との連携を図り、家族や地域、職場等のできる新たな取組を検討・推進することで、生活習慣病の発症予防と重症化予防の両面から改善を進めます。

## ② 各種健診(検診)受診率の向上と早期対応体制の強化

特定健診は県内上位の受診率を維持していますが、国の目標値を目指し、広報・啓発や未受診者への個別勧奨を強化します。また、町独自の心電図・貧血・クレアチニン・尿酸検査を継続し早期発見・治療を推進するとともに、保健指導の実施体制を見直しデータ分析で事業の質を高め、制度改正(ペーパーレス化や予約方法変更等)にも対応し、住民に利用しやすい健診体制の整備を進めます。

## ③ 施策間の連携

健康づくりは医療・介護・スポーツ・福祉・まちづくり・産業など多分野との連携が不可欠であることから、これらと協働可能な事業と連携し、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、毎年健診を受け、自分の健康状態を把握するよう努めます。</li> <li>○ 住民は、生活習慣病予防のための正しい知識や健康情報を、自ら積極的に得るよう努めます。</li> <li>○ 健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めます。</li> <li>○ 地域は、健康づくりに取り組みやすい環境を整えるとともに、仲間づくりを推進します。</li> <li>○ 事業所は、健診や保健指導・健康学習の機会を確保するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鏡野町健康づくり条例に基づき、住民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進します。</li> <li>○ 住民、地域団体、事業者、保健医療関係者などとの連携強化に努めます。</li> </ul>

# 地域福祉の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>地域ボランティア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会を実現し、自助、共助、公助により、住み慣れた地域で暮らしてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 複合的な課題を抱えた方への支援が必要

- 貧困や老老介護、ひきこもり、虐待など複合的な課題を抱えた方への支援が求められています。これらの複合的な課題を解決するため、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政など多機関の連携・協働をこれまで以上に強化し、総合的な支援が必要です。

### 地域で支えあう地域包括ケアシステムの確立が必要

- 過疎化が進行する中、住み慣れた地域で暮らし続けるには、公助による支援と共助による支えあいが融合した、新しい支援体制が必要です。
- 共助としての地域づくりの拡充による地域福祉を進めていく必要があります。

### 地域福祉を進める人材の育成が必要

- 地域福祉を進める上で、住民参加は必要不可欠です。
- 活動に参加しやすいよう、社会福祉協議会とともに人材を確保し、育成と支援をする必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
高齢者や障害者(児)、子どもなどを地域全体で支えあう取組を行っていると思う町民の割合	%	56.7	65.0
近所付き合いをしている町民の割合	%	55.8	64.0
地域ボランティア登録者数	人	71	80

## 【目標値の設定理由】

- 「高齢者や障害者(児)、子どもなどを地域全体で支えあう取組を行っていると思う町民の割合」については、近年増加傾向ですが、その進度を早めていくため、65.0%を目指します。
- 「近所付き合いをしている町民の割合」については、地域とのコミュニケーションを深めることで安心して暮らせる生活環境基盤の整備を図ることを目的とし、64.0%を目指します。
- 「地域ボランティア登録者数」については、活動に参加しやすいよう社会福祉協議会とともに取り組み、地域共生社会の実現を図るため、80人を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 地域福祉の意識向上と情報提供

地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行していくよう、地域福祉の考え方や趣旨を広く周知・広報していきます。

## ② 共助による地域課題の解決

地域住民同士の支えあいは、地域の問題点や課題を共有するための対話から始まります。行政や社会福祉協議会、福祉専門職は地域住民同士の継続的な対話が可能となる環境整備を行いつつ、自らも地域住民と対話を重ね、「お互いさま」のまちづくりの仕組みを構築していきます。

## ③ 地域を支えるボランティア人材の育成

広報活動や養成講座を通じて、ボランティアを育成し、地域福祉を支えていく上で不足する人材を確保します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民・地域は、近所との付き合い(コミュニケーション)を深めます。</li> <li>○ 事業所は、町と連携し福祉活動に役立つ情報提供や学習活動、交流活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各機関と連携しながら、諸問題の解決策を探り、その解決に努めます。</li> <li>○ 住民に、社会参加の機会を提供し地域の人が安心して暮らしていける環境づくりを行います。</li> <li>○ 鏡野町社会福祉協議会の基盤強化支援に努めます。</li> </ul>

# 高齢者福祉の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康に暮らしてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 高齢者の生きがいづくりに向けた介護予防と地域参加の推進が必要

- 生きがいや楽しみのある高齢者の割合は高水準を維持しています。
- 虐待に対する社会的な意識が高まり、把握件数は増加しています。
- 今後も住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域での見守りの仕組みづくりと社会参加のための介護予防や移動支援を行っていく必要があります。

### 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる介護サービスの維持が必要

- 高齢者に対するサービス充実の要望がある一方、人口減少によるサービスの需要の低下が見込まれています。
- 需要に応じた医療と介護提供体制の維持が必要となっています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
生きがいや楽しみのある高齢者の割合	%	96.9	98.5
適切な高齢者福祉サービスが受けられていると思う高齢者の割合	%	34.9	38.0
高齢者虐待発見件数	件	19	20

## 【目標値の設定理由】

- 「生きがいや楽しみのある高齢者の割合」については、生きがいを持ち続けることが、健康に暮らし続けることのモチベーションとなるため、引き続き現状値より高い98.5%を目指します。
- 「適切な高齢者福祉サービスが受けられていると思う高齢者の割合」については、現在、満足度は30%台後半で推移しており、過去5年の平均値である38.0%を目指します。
- 「高齢者虐待発見件数」については、意識の高まりを背景に認知件数が増加しており、今後も早期発見、支援に結び付けるため、令和6年度と同水準の20件を目標とします。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 生きがいづくりの拡充

積極的な社会参加を促すために、介護予防を充実させ、ボランティア活動や趣味活動等、自分の好きなことに関わる機会を得られるような支援による生きがいづくりを拡充します。また、移動支援や居場所づくりなどの支援体制を整え、心身の活性化と地域参加を一体的に推進します。

## ② 安定した介護サービスの維持

高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、高齢者人口の変化を見据えながら、持続的な介護サービスを維持していくため、関係機関・事業所等との連携と調整、協力に努め、地域のニーズに応じた体制の構築を図ります。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者は、自身の自立生活のために積極的に社会参加を行い、様々な機会を通じて健康づくり、介護予防及び介護サービスの適切な利用に努めます。</li> <li>○ 社会福祉団体、介護サービスを提供する事業所等は、町と連携し、高齢者の暮らしに役立つ情報提供や啓発活動を行うとともに、安定的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携強化、在宅医療と介護との連携や地域ケア会議の推進など地域包括ケアシステムを構築し、サービス内容の周知に努めます。</li> <li>○ 高齢者に対し、社会参加の機会を提供し、地域の人とふれあいながら安心して生活できる環境づくりを行います。</li> </ul>

# 障害者(児)福祉の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体等に障害のある住民</li> <li>その家族や支援者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神的、身体的、経済的に自立できるよう取り組んでもらう</li> <li>積極的に社会参加できるよう取り組んでもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 障害のある方のニーズや特性に応じた社会参加や就労ができる環境整備が必要

- アンケートでは、就労先の不足や通勤負担、職場での理解不足が課題となっています。
- 障害者(児)が能力を発揮できる環境整備と社会全体の理解促進、雇用主への働きかけとともに、障害児の自立訓練や家族支援の充実が求められています。

### 障害の多様化に臨機応変に対応できる支援サービスの充実が必要

- 精神障害や発達障害など、多様な障害特性に対応するため、相談体制の強化や地域でのアウトリーチ支援の充実が必要です。
- 障害児通所サービスの受け皿確保や在宅福祉サービスの充実、手続きの簡素化など、生活に密着した柔軟な支援体制の整備が急務となっています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
身体、療育、精神手帳を持っている者のうち地域生活をしている者の割合	%	96.4	97.0
障害に対して広く住民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思う障害者(児)の割合	%	22.0	26.0
役場や学校等でバリアフリー(多目的)トイレが設置されている割合	%	78.2	86.9

## 【目標値の設定理由】

- 「身体、療育、精神手帳を持っている者のうち地域生活をしている者の割合」については、近年90%台後半で推移しており、現状水準の維持となる97.0%を目指します。
- 「障害に対して広く住民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思う障害者(児)の割合」については、障害に対する正しい理解や支援が地域で暮らしていくうえで必要となるため、26.0%を目指します。
- 「役場や学校等でバリアフリー(多目的)トイレが設置されている割合」については、障害のある方の社会参加を促し、誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を進め、86.9%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 障害者(児)の就労や社会参加の支援

障害のある方の希望や適性に応じた就労が実現できるよう、事業主や地域住民の理解促進に努めるとともに、障害の状態に合わせた就労の場につなげられるよう、相談支援機関との連携を進めます。また、障害のある方の社会参加が進むよう、バリアフリー化を進めます。

## ② 障害特性に応じた相談・支援の充実

多様化する障害者(児)ニーズに合わせて、幼少期から学齢期、成人期に至るまで切れ目のない支援体制の構築を進めるとともに、町内外の関係機関や県と連携し、障害特性に応じた総合的で柔軟な支援を充実させます。あわせて、障害者(児)支援相談体制の充実を図ります。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、障害を正しく理解し、日常生活や災害発生時に協力します。</li> <li>○ 障害者(児)は、自身の自立生活のために社会参加を行うとともに、福祉サービスを利用する場合には、適切な利用に努めます。</li> <li>○ 事業所は、障害者(児)の特性を理解し、就労機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害の早期発見、適切な療育、教育環境の整備、支援サービスなどの確保に努めます。</li> <li>○ 障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合う意識を持てるよう、障害に関する理解や知識の普及を図ります。</li> </ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『じいじとはたけで鏡野町』



『みんなが元気に暮らせる鏡野町』

# 政策3

## にぎわいと豊かさを 感じられるまちづくり

### ■めざすまちの姿

誰もが能力を発揮していきいきと働くことができ、  
経済的にも豊かなまち

### <施策>

3-1	農業の振興	P 60
3-2	林業の振興	P 64
3-3	商工業の振興	P 66
3-4	観光の振興	P 68

### ■当該分野とSDGsとのつながり



## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の農業従事者</li> <li>農地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業を継続してもらう</li> <li>担い手の育成・確保</li> <li>農地の保全</li> </ul>

## 【現状】

### 既存農業者の維持と新規就農者の確保・育成が必要

- 農家の世代交代を含めて一定の新規就農者は確保できているものの、離農や高齢化で経営体数の維持が課題となっています。特に小規模農家の若手就農者は所得の低さや機械代負担などで経営継続が厳しく、地域や個別の実情に応じた支援が必要です。

### 集落営農の拡充と農地集積等による効率的な農業運営が必要

- 町内の集落営農組織は法人化も進み一定の役割を担う一方、山間部では機械導入困難による荒廃農地の発生が懸念されています。農地集積は進むものの経費負担など課題も多く、持続可能な支援体制の見直しが求められています。

### 6次産業化をはじめとした、農業の高付加価値化による農家の収益確保が必要

- より価値の高い園芸作物や6次産業化による加工品の販売等、農家の収入増に向けた高付加価値化の取組が重要です。
- 新たな商品の安定的な販売に向けた販路確保・拡大のための支援が求められています。

### 有害鳥獣による被害から、農地や農作物を守る対策が必要

- シカやイノシシの被害が拡大し、担い手不足も影響して被害が深刻化しています。ICT技術を活用した防護柵の設置や捕獲支援など防除対策を強化するとともに、補助事業の充実や地域連携による被害対策体制の強化が重要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
認定農業者数	経営体	81	85
集落営農組織数	組織	13	15
農地集積面積	ha	508	530

## 【目標値の設定理由】

- 「認定農業者数」については、横ばい傾向にありますが、経営改善指導と人材育成により現状維持以上を目標とし、85経営体を目指します。
- 「集落営農組織数」については、地域は地域で守るという観点から、組織数の現状維持以上を目標とし、15組織を目指します。
- 「農地集積面積」については、近年増加傾向にありますが、農業者の高齢化や離農による農地の荒地化を防ぐことを目標として、530haを目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 農業者の確保・育成と支援

新規就農者には、機械・施設導入やリース制度を活用した初期投資支援を充実させ、経営開始資金の交付や短期農業バイトなどを組み合わせて就農初期の収入安定を図ります。また、第三セクターである、(株)夢アグリ鏡野が地域の中心的な担い手となり、地元農産物生産強化と人材育成を進め、儲かる農業の振興を推進します。

### ② 集落営農組織の維持・拡大と機能強化

集落営農組織の連携強化・広域化により経営効率を向上させつつ、ドローンや小型機械などのスマート農業の省力化技術を導入支援し、さらに、荒廃農地の発生を防止するために中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用を図ります。

### ③ 地域の担い手への農地集積・集約と荒廃農地の抑制

平坦部・中山間地を問わず、認定農業者や営農組織への農地集積・集約を進め、効率的な農業経営を支援します。あわせて、「地域計画」の具体化を促進し、耕作放棄地の発生を抑制しながら、地域農業の持続可能性を高めます。

### ④ 農業の高付加価値化と6次産業化

地域特産品・園芸作物のブランド化を図るため、統一デザインおよびPRを支援し、さらに加工・販売を担う6次産業化施設の整備とノウハウ提供を行います。加えて、ECサイト、直売所、観光との連携による販路拡大を推進し、民間企業や商工会と連携して商品開発と流通支援を実施します。

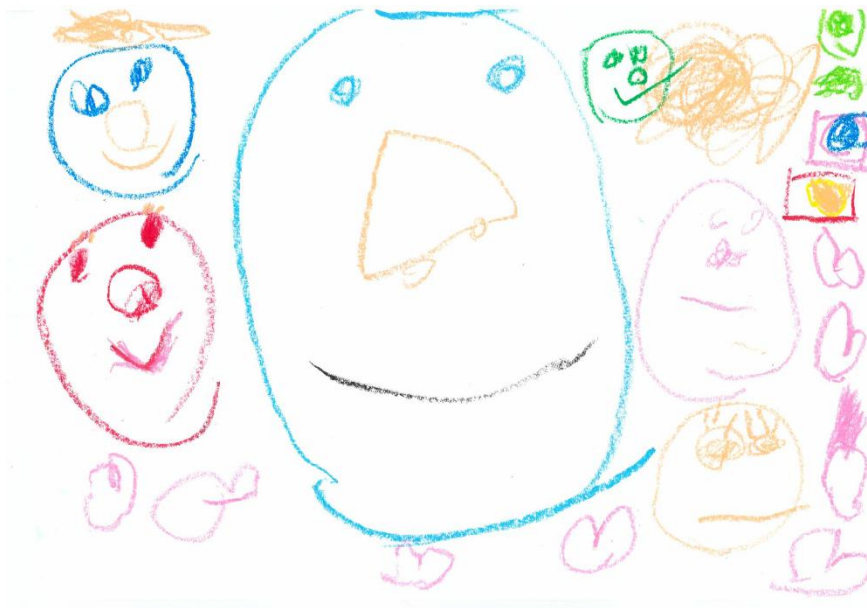
## ⑤ 有害鳥獣被害の防止と地域連携による対策強化

地域ぐるみでの体制強化を図るため、ICT技術を活用した防護柵・センサー・自動捕獲装置などの導入支援を行うとともに、共同での草刈り・柵の管理体制を強化し、さらに捕獲活動の担い手や猟友会への活動を支援します。

### 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民は、健全な農地を保全し、生産活動を継続していきます。</li><li>○ 集落営農組織や認定農業者は、農業の担い手として持続的農業生産に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業者(個人・組織)の生産活動に対する支援を行います。</li><li>○ 長期展望に立った農業政策の展開について、国・県へ要望していきます。</li></ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『にこにこいっぱい鏡野町』

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『しぜんとともだち鏡野町』



『木がいっぱい鏡野町』

# 林業の振興

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内林業従事者</li> <li>町内森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手を確保する</li> <li>森林を保全する</li> <li>優良材の生産を行う</li> </ul>

## 【現状】

### 目的に応じた森林整備の推進と健全で豊かな森林づくりが必要

- 住民から自然環境が高く評価される中、林業の継続・強化がより一層必要です。高齢化・後継者不足やシカ・ナラ枯れ被害で林業生産活動が停滞し、森林の手入れ不足が深刻化しています。
- 森林の多面的機能(防災・環境保全・観光等)を活かした整備と森林経営管理制度の推進による持続可能な森林づくりが求められています。

### 町産材の利用促進と未来につなぐ木材産業の活性化が必要

- 貯木場整備による町産材の利用は進んでいるものの、木材価格の低迷や市場環境の変化で需要が停滞しています。地域ブランド化やPR強化による利用促進が必要となっています。
- 大型木造施設やCLT利用の機運が高まる一方、経済環境の急速な変化等を鑑みて、良質材の安定供給と環境資源としての価値向上を目指す必要があります。

### 安定した人材確保と育成、林業事業者に対する経済・技術支援が必要

- 関係機関と連携して支援を充実させること、人材の確保と定着及び林業事業者に対する経済・技術支援の推進が必要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
認定林業事業者の林業現場作業職員数	人	54	56
素材生産高	百万円	312	300
間伐実施面積	ha	540	510

## 【目標値の設定理由】

- 「認定林業事業者の林業現場作業職員数」については、新規就業者への補助や新規就労セミナー等への参加による職員数増加を目標として、56人を目指します。
- 「素材生産高」については、貯木場の運用開始により素材生産の拡大を見込んでいますが、気候や施設状況に左右されるため、現状維持である3億円を目指します。
- 「間伐実施面積」については、間伐実施の際の補助や、町の上乗せ補助の利用が山林所有者への間伐意欲を向上させるものと考え、510haを目指します。

【施策の目標達成のための取組方針】

① 健全で豊かな森林づくりの推進

近年深刻化している林業従事者の高齢化や担い手不足、獣害対策や樹木の病害対策といった個別課題への取組を強化します。そのうえで、間伐・皆伐を引き続き計画的に推進し、森林資源の循環利用と適正な保全を図り、森林が持つ水源かん養や山地災害防止、木材生産など多面的機能を持続的に発揮できるよう、健全で豊かな森林づくりを進めます。

② 持続的な林業・木材産業の振興

町産材や岡山県産材を活かした産直住宅の推進をはじめ、木材集積基地としての貯木場等の施設整備の充実を図り、町産材利用を促進します。さらに、地球温暖化対策としての木材利用や森林の持つ公益的機能の発信、木育の概念を取り入れた教育、Jクレジット制度の活用を推進を通じて、町内外での森林・林業への理解と関心を高め、持続可能な循環型社会づくりにつなげていきます。

③ 人材育成の推進

確実な人材の確保に向け、新規林業就業者、林業事業体等を経済的に支援する取組や町内の林業事業体等と連携を図り、町と林業事業体等が一体となって、人材の確保、育成に積極的に取り組んでいきます。また、教育支援や技術習得の場の提供など、支援・教育の両面から林業人材の育成と定着を促進し、持続可能な森林経営を支える人材基盤を強化します。

【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山林所有者は、山林の維持管理を行い、木材の利活用に努めます。</li> <li>○ 森林組合、林業従事者等は、地元木材の価値を高めるため、木材ブランドの研究・開発を進めるとともに、地産地消の仕組みづくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業者(個人・組織)の生産活動に対する支援を行います。</li> <li>○ 森林の持つ水源かん養、災害防止、環境保全機能などの強化に努めます。</li> <li>○ 長期展望に沿った林業政策の展開について、国・県へ要望していきます。</li> <li>○ 森林環境譲与税を活用した横断的な林業施策の振興を行います。</li> </ul>

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の事業者(商業、工業、水産業)</li> <li>住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上や利益を増やす</li> <li>町内で便利に買い物ができる</li> </ul>

## 【現状】

### 中小企業の経営支援や事業承継支援が必要

- 全国的な急激な物価の高騰や人手不足、さらに世界的な経済状況の変化を受けて、町内の中小企業や個人商店は厳しい経営環境にあります。
- 後継者不在による廃業も増加傾向であり、商工会と連携した経営支援・起業支援・事業承継対策の強化が求められるとともに、町内の働く場、雇用の確保は住民からの要望も高く、改善に向けたあらゆる支援が必要です。

### 町内外への販路拡大や新たな商品販売機会の創出が必要

- 観光資源との連携を通じて、町産品のブランド化と高付加価値化を進め、地域産業の競争力を高める必要があります。
- ふるさと納税事業と連携し、デジタル技術やECサイトの活用による町産品の販路開拓や販売促進体制を強化することが求められています。

### 誰もが利用しやすい買い物環境の整備と利便性の向上が必要

- 住民が必要な商品を安心して購入できる環境の整備が必要です。
- 地域密着型の買い物支援や交流の場の確保を通じて、高齢者や交通弱者も含め、誰もが利用しやすい買い物環境の確保が求められています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
商工会会員事業者数	企業	337	337
法人住民税額	百万円	174	180
日用品、食料品などを主に町内の店舗で購入している町民の割合	%	66.2	67.0

## 【目標値の設定理由】

- 「商工会会員事業者数」については、起業者支援補助金等による起業者支援や小規模事業者への支援事業により現状維持の337企業を目指します。
- 「法人住民税額」については、令和6年度の実績値を維持する1億8千万円を目指します。
- 「日用品、食料品などを主に町内の店舗で購入している町民の割合」は、令和6年度の実績値と同水準を維持する67.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 商工業者等への経営支援と事業継続の促進

小規模事業者や中小企業への経営支援や事業承継支援を充実させ、地域商工業の振興を図ります。あわせて、経営力強化や人材確保、デジタル化支援など多面的な支援を推進し、地域に根差した事業の持続可能性を高めます。

## ② 魅力ある商品開発と販売機会の創出

地域の特色や資源を活かした地場産業および商品の開発を支援し、付加価値の向上を図ります。町産品のブランド力向上や町内外への販路拡大に向け、プロモーション活動を展開します。またECサイトやSNSなどのデジタルツールを活用した新たな販売手法の導入も支援します。

## ③ 買い物利便性の向上

地域密着型の買い物支援として、移動販売や交流の場の確保に加え、ICTを活用した買い物代行・宅配サービスの充実を図ります。これにより、高齢者や交通弱者を含め、誰もが利用しやすい買い物環境の向上につなげます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、商品を地元で購入するよう努めます。</li> <li>○ 事業者は、新たな商品開発や販路拡大に努めます。</li> <li>○ 商工会は、町内事業者に対し、適切な経営指導に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者に対して、専門的な経営支援を行います。</li> <li>○ 町産品の商品開発やブランド化に対する支援をします。</li> <li>○ 町特産品を主とした積極的なPR活動を行います。</li> </ul>

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客</li> <li>町内の観光事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光に来てもらう(施設を利用してもらう)</li> <li>観光客に来てもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 特色を生かした観光客が求める商品の造成が必要

- 鏡野町ならではの自然や温泉資源を活かしたアウトドアアクティビティ、アドベンチャーツーリズム、ウェルネスツーリズムの推進が求められています。
- 体験・滞在型観光商品の開発と、体験から宿泊へつなげる旅行商品の企画造成が必要です。
- 人材育成・確保や、地域資源を活用した新たな観光戦略が必要です。

### ターゲットに合わせた効果的なプロモーションの推進が必要

- SNSやホームページ、動画などを活用した情報発信に加え、イベントや地域外パートナーとの連携による戦略的プロモーションの強化が求められています。
- 「健康」をテーマにしたウェルネスツーリズムの明確な位置づけと、都市部や団塊世代、外国人旅行者への訴求力向上が求められています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
観光入込客数	千人	791	1,000
延べ宿泊客数	千人	19	24
観光施設(公共施設)の売上額	百万円	592	600

## 【目標値の設定理由】

- 「観光入込客数」については、自然アクティビティ体験などを推進し、あわせて情報発信や受入体制の強化により観光客の増加を目標とし、100万人を目指します。
- 「延べ宿泊客数」については、自然アクティビティ体験などを推進し、着地型観光につなげ、コロナ禍以前の宿泊者数を目標とし2万4,000人を目指します。
- 「観光施設(公共施設)の売上額」については、観光客の町内滞在及び消費を促進し、地域の主要観光施設(公共施設)における売上額(観光消費額)の増加を目標とし、6億円を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 自然を活かした滞在型・ウェルネス観光の開発と推進

鏡野町の豊かな自然資源や観光資源を活かし、アウトドアアクティビティや体験型観光に加え、「健康」をテーマとしたウェルネスツーリズムを推進します。

地域資源を組み合わせた滞在型観光商品の企画・造成により、滞在時間の延伸やリピーター獲得を図ります。

### ② 効果的な観光プロモーションの強化

パンフレットやテレビ、情報誌に加え、ウェブサイト、SNS、動画などのデジタルツールを活用し、ターゲットごとに最適な手法で情報発信を行います。

観光団体や事業者との連携を強化し、町の観光資源やイベント、商品等を一体的にPRする体制を整備することで、観光誘客や地域経済への波及効果を高め、一層の観光客誘致に繋がります。

### ③ 観光推進による地域経済の活性化

地域全体で質の高い「おもてなし」を提供できるよう、観光関係者等への研修や、地域の魅力を伝える案内人・インストラクター等の人材育成を行い、観光客を迎える受入れ環境の充実を図ります。そして、地域の多様な事業者と連携し、観光消費の拡大につながる取組を進めることで、地域経済の活性化につなげます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、町内の観光資源を理解し、広くPRすることに努めます。</li> <li>○ 住民は、町内の各種観光イベントに積極的に参加するよう努めます。</li> <li>○ 観光事業者は、積極的な営業活動を行い、地域の活性化に努めます。</li> <li>○ 鏡野観光局は、地域の事業者を巻き込み、観光資源の開発・販売や、観光PRを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鏡野観光局や観光事業者による観光商品開発やプロモーションを支援します。</li> <li>○ 観光客が安全かつ快適な観光を行うための観光基盤の整備を行います。</li> <li>○ 観光人材や観光ボランティアの育成を支援します。</li> </ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『テントからはなびがみえる鏡野町』



『自然がいっぱい鏡野町』

# 政策4

## 豊かな心を育む 文化と交流のまちづくり

### ■めざすまちの姿

生涯にわたる学習活動を行い、交流と活気と元気が生まれるまち

#### <施策>

4-1	生涯学習・スポーツの促進	P 72
4-2	文化財と伝統行事の保存と活用	P 76
4-3	多様性と人権が尊重される社会の実現	P 78

### ■当該分野とSDGsとのつながり



# 生涯学習・スポーツの促進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたって学習してもらう</li> <li>日頃からスポーツに取り組んでもらう</li> <li>心豊かにたくましく健全に育ってもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 生涯学習活動の継続と多世代の参加促進が必要

- リカレント教育やDXの進展、生きがいづくりなど、生涯学習の重要性は高まっているものの、講師の高齢化や参加者の固定化により、継続的な学習活動の維持が困難となっています。
- 若い世代や働く世代を含む多世代の人材確保と、年代に応じた多様で新しい講座や行事の充実が求められるとともに、公民館活動や文化協会への定期的な参加促進を通じ、継続的に学べる環境整備が必要です。

### 町内で継続的にスポーツに取り組める体制の整備が必要

- ニュースポーツ講座や「かがみの健康チャレンジ90日」などにより、町内で運動できる環境は整いつつあります。
- スポーツ協会や地域活動団体との連携を強化し、幅広い世代が生涯を通じて気軽にスポーツに取り組める体制の整備や、年齢・体力・時間に応じた多様なスポーツ環境の充実が求められています。

### 各施設の継続した整備と運営体制の検討が必要

- 生涯学習施設・スポーツ施設の、施設面の利便性は向上しているものの、図書館や文化施設も含め、住民ニーズに応じた適正な施設管理と運営体制の整備が求められています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
公民館での生涯学習活動(講座)に参加した人	人	16,686	20,000
何らかの学習活動を行っている町民の割合	%	38.5	50.0
何らかの運動、スポーツを行っている町民の割合	%	60.0	66.0

### 【目標値の設定理由】

- 「公民館での生涯学習活動(講座)に参加した人」については、大規模改修により施設の利便性も向上したことから、コロナ禍前の20,000人を目指します。
- 「何らかの学習活動を行っている町民の割合」については、減少傾向にあるものの、公民館等生涯学習施設の改修も進み、利便性の向上が図られつつあることから、前計画時の水準を上回ることを目標とし、50.0%を目指します。
- 「何らかの運動、スポーツを行っている町民の割合」については、前計画期間中の最高値である令和5年度の65.7%を上回る66.0%を目指します。

### 【施策の目標達成のための取組方針】

#### ① 生涯学習推進体制の整備と多様な学習機会の提供

町文化協会や関係団体との連携を強化し、講師・指導者の発掘・育成・支援を推進するとともに、住民の多様かつ高度化する学習ニーズに対応した公民館講座や地域講座の充実を図り、こどもから高齢者まで生涯にわたり主体的で継続的な学習活動を支援します。また、時代の変化に応じたリカレント教育やDX、AIを活用した新たな学習機会の提供にも取り組みます。

#### ② スポーツ活動の充実と地域コミュニティの活性化

住民が年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・文化活動の機会を整備し、体力・健康の維持や生涯学習の推進、地域コミュニティの活性化につなげます。

ニュースポーツ教室や「かがみの健康チャレンジ90日」「かがみの健康ポイント事業」などの継続的施策に加え、文化協会・スポーツ協会などの団体との連携を強化し、活動支援と組織力向上を図ります。

部活動の地域移行に向けた環境整備や、地域行事・イベントへの住民参加促進を通じ、世代を超えた交流や郷土愛の醸成も推進します。

#### ③ 生涯学習施設やスポーツ施設の整備・充実

公民館を中心とした社会教育施設の改修や環境整備を計画的に推進し、快適で安全に利用できる学習・交流の場を確保します。

鏡野ふれあい運動公園や体育施設では適正な維持管理と必要に応じた設備の改修・設備更新(LED化等)を図り、利用者ニーズに応えた快適なスポーツ環境を整備します。また、図書館や文化施設の指定管理者制度導入による運営効率化やサービス向上も引き続き推進します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民は、自ら学習テーマを見つけ、自主的に学習活動を行い、学習成果を地域づくりに活かすよう努めます。また、スポーツに関心を持ち、積極的に行い、楽しむよう努めます。</li><li>○ 地域・団体は、学習成果や人材を活用するよう努めます。</li><li>○ 事業所は、住民や地域の学習活動に協力するとともに、人材を事業活動に活用するよう努めます。</li><li>○ 地域は、地域の連帯感と親睦・融和を図るため、積極的にスポーツ活動に参加するよう努めます。</li><li>○ スポーツ団体は、会員の拡充を行い、スポーツ施設の管理への協力やスポーツに取り組む機会の増加、また、運営・指導のできる体制づくりに努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学習施設・スポーツ施設の整備及び適切な管理を行います。</li><li>○ 関係団体やサークルと連携し、学習機会や情報の提供を行います。</li><li>○ 団体やサークルなどが行う学習活動を支援します。</li><li>○ 誰もが参加しやすい内容や種目の検討を行い、機会を提供していきます。</li><li>○ 団体及び指導者の育成と、団体が行うスポーツの普及活動を支援します。</li></ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『ヒーローと仲良くできる鏡野町』



『キャラクターと遊べる鏡野町』

# 文化財と伝統行事の保存と活用

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の文化財・伝統行事</li> <li>住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に保存・管理し、後世に継承する</li> <li>積極的に活用する</li> <li>伝統文化に親しんでもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 文化財の適正な維持・管理体制の強化が必要

- 高齡化や過疎化の進行により、個人所有の文化財の維持・管理が困難となっており、保存会支援や地域を超えた協力体制の構築など、新たな支援策が求められています。
- 文化財保存活用地域計画の策定や、埋蔵文化財包蔵地の無届開発への監視・指導体制強化など、保護と活用を両立させる体制整備が必要です。
- 特別天然記念物「オオサンショウウオ」の管理見直しも含め、重要文化財や自然文化財の適正管理に向けた取組を推進する必要があります。

### 伝統文化・行事の継承支援が必要

- 高齡化や過疎化、価値観の多様化により伝統行事の継承が困難となり、後継者育成や地域全体での支援体制の強化が求められています。
- 公民館講座や博物館体験などを通じて地域の文化に触れる機会を提供し、文化財や伝統行事を観光資源として活用する意識の向上が必要です。
- 町内博物館等での資料収集・保管や公開を進めるとともに、博物館運営だけにとどまらない文化財の価値理解促進や地域活性化につなげる調査研究・啓発活動の充実が求められています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
保存・指定されている文化財の数	件	163	165
伝統行事や文化活動に参加している町民の割合	%	46.1	49.0
文化財等を活用した事業への参加者数(延べ人数)	人	230	260

## 【目標値の設定理由】

- 「保存・指定されている文化財の数」については、老朽化による天然記念物(樹木)の枯死等もあり得るが、新たな指定も期待して現状維持から増加に向けて165件を目指します。
- 「伝統行事や文化活動に参加している町民の割合」については、近年で最も高かった令和2年度49.3%に近づくことを目標とし、49%を目指します。
- 「文化財等を活用した事業への参加者数(延べ人数)」については、過去5年の最高値を上回る数値を目標とし、260人を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 文化財の保護・保存と活用

町登録文化財制度を活用し、保存会や地域団体の支援を強化しつつ、登録・未登録の文化財の把握や適正な管理を推進します。

公民館や博物館での講座や資料公開を通じて住民の保護・活用意識を高めるとともに、地域資源を活かした文化・芸術活動の発展や地域づくりとの連携など、新たな展開の検討にも取り組みます。

### ② 地域の伝統芸能や伝統行事、地域文化の継承

保存会や伝統行事団体への支援を通じて後世への継承を図り、公民館活動や地域行事で住民が地域文化に触れ理解を深められる環境を整えます。また、博物館等での歴史史料の収集・管理や調査研究により文化財の価値理解を促すとともに、廃校などの地域資源を活かした文化・芸術の取組を通じて地域づくりと連携する可能性も検討します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、文化財、伝統芸能や伝統行事に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加するよう努めます。</li> <li>○ 地域は、地域の伝統芸能や伝統行事の保存継承に取り組みます。</li> <li>○ 住民・地域・団体は、文化財の保護・保全に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財、伝統芸能や伝統行事に関心を持てるよう、意識向上を図ります。</li> <li>○ 地域文化の継承のため、地域が行う保存活動への支援を行います。</li> <li>○ 文化財の適正な保存を図るため、所有者・管理者が行う保存活動に対して、支援を行います。</li> </ul>

# 多様性と人権が尊重される社会の実現

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を尊重した行動をしてもらう</li> <li>多様性を認め合う行動をしてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 人権教育の充実や継続した啓発活動が必要

- 教育や啓発の推進により、人権侵害に対する認識は高まり、おおむね理解が広がっていると考えられますが、人権意識の向上とともに新たな差別に対する対策が必要となっています。
- 男女差別や障害者(児)差別、外国人やLGBTQ+への偏見解消に向けた啓発に加え、新型コロナウイルス流行時に発生した、医学的根拠に基づかない偏見、SNS上での誹謗中傷など、現代的な人権課題への対応も重要となっています。

### 新たな組織体制に対応した、関係機関との連携強化が必要

- 虐待やいじめなどに関する人権侵害について、鏡野町権利擁護センターやこども家庭センターを中心に福祉・教育・医療・警察などとの連携体制は整いつつありますが、さらに連携を密にし、実効性の高いネットワークづくりを強化していく必要があります。

### 誰もが活躍できる環境づくりが必要

- 高齢者、障害者(児)、子育て世代、外国人住民、LGBTQ+など、多様な背景を持つ住民が地域で安心して暮らし、社会に参加できる環境整備が求められています。
- ユニバーサルデザインやバリアフリー化の取組は進んでいるものの、町内全域に行きわたっておらず、施設整備だけでなく意識面でのバリア解消も課題です。
- 多文化共生の観点から、言語や文化の違いによる孤立を防ぐための情報提供手段の多様化や、地域住民による理解促進も重要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
性別・年齢・障害・国籍などにかかわらず人権を尊重して行動している町民の割合	%	53.4	60.0
町の審議会などへの女性の登用比率	%	26.6	35.0
身近に外国人に対する偏見や差別があると思う町民の割合	%	30.3*	20.0以下

※令和7年度町民アンケートによる調査

### 【目標値の設定理由】

- 「性別・年齢・障害・国籍などにかかわらず人権を尊重して行動している町民の割合」については、理解が行動に結びついて、実際に行動に移す人の割合を目標値とした60.0%を目指します。
- 「町の審議会などへの女性の登用比率」については、各種審議会委員は依然男性比率が高く、今後も政策立案に参画できる機会を確保する必要があるため、性別によらない社会参加の推進を図ることを目標とし、35.0%を目指します。
- 「身近に外国人に対する偏見や差別があると思う町民の割合」については、鏡野町の外国人増加率が岡山県内の増加率よりも高いことから、今後、身の回りでの偏見や差別があると感じる割合の増加の可能性があるものの、普及啓発を進め20.0%以下を目指します。

### 【施策の目標達成のための取組方針】

#### ① 人権教育を通じた啓発活動の強化

差別や偏見のない地域社会の実現に向け、人権講演会や啓発イベントを継続して実施し、心理的差別や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)に関する理解を深めます。また、広報紙やホームページなどを活用して、人権意識の向上を図ります。

#### ② 迅速・的確な対応を可能とする組織の連携と強化

鏡野町権利擁護センターやこども家庭センターを中心に、福祉・教育・医療・警察など関係機関との連携体制を強化します。また、いじめや虐待などの人権侵害を早期に発見・対応できる仕組みや相談体制を整えるとともに、職員の専門性向上や情報共有の充実により、重大事案の未然防止と安全・安心な地域づくりを推進します。

#### ③ 誰もが活躍できる環境づくりの推進

性別に関係なく、高齢者や障害者(児)、子育て世代、外国人住民、LGBTQ+など、多様な住民が安心して暮らし、活躍できる環境を整えます。ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進、情報提供の多様化、住民の理解促進など、物理的・心理的なバリア解消を進め、多様性を尊重した地域基盤を整備します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民は、人権についての理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。</li><li>○ 地域や団体は、人権侵害の防止と早期発見に努めます。</li><li>○ 事業所は、一人ひとりの人権を尊重した職場環境づくりに努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校教育、生涯教育の場などにおいて、人権意識の向上を図ります。</li><li>○ いじめや虐待防止のため、警察や民生委員・児童委員等、関係機関との連携強化に努めます。</li><li>○ 人権問題などに関する相談体制を確保します。</li></ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『みんなに会える鏡野町』

# 政策 5

## 安心して暮らせるまちづくり

### ■めざすまちの姿

人と自然が調和・共生し、安心して暮らせるまち

### <施策>

5-1	消防の推進	P 82
5-2	防災・減災の推進	P 84
5-3	生活安全対策の推進	P 86
5-4	自然環境の保全と循環型社会の構築	P 90

### ■当該分野と SDGsとのつながり



# 消防の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>消防団員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速的確に救助救護される</li> <li>火災から身体、生命及び財産を守る</li> </ul>

## 【現状】

### 消防団員の数及び質の確保と老朽した消防設備への対応等が必要

- 消防団の出動回数は増加傾向にあり、地域の安全を守る役割は一層重要となっています。特に山間部に民家が点在する鏡野町では、団員が地域や住民と密接に連携して対応しています。
- 団員の処遇改善やPR・勧誘活動を通じて加入促進と質の維持・向上を図るとともに、昼間に地域に不在となる団員が多いことから、初期消火活動に対応できる人材の確保が必要です。
- 消防訓練による団員の資質向上を図るとともに、老朽化した消防設備や装備品(積載車、小型動力ポンプ、消火栓など)の更新・整備を計画的に行い、適正な維持管理を進める必要があります。

### 住民の火災予防意識の醸成や自主防災組織等と連携した体制の充実が必要

- 火災発生の多い時期や時間帯を踏まえ、巡回広報やSNS等を活用して住民に分かりやすく伝える火災予防啓発活動の強化が求められています。
- 自主防災組織等との連携を通じ、地域住民と訓練を重ねる仕組みづくりを推進し、消防団活動への理解・協力を深めることが必要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
火災発生件数	件	6	5以下
訓練・講習回数	回	23	25
消防団の定数に対する充足率	%	91.8	86.0
常備消防の現場到着時間(参考)	秒	16分4秒	15分10秒以下

## 【目標値の設定理由】

- 「火災発生件数」については、過去5年間の実績値が目標に届いていないため、引き続き5件以下を目指します。
- 「訓練・講習回数」については、団員が減少する中、資質の維持向上を目指し、令和6年度団員が参加した訓練・講習の回数25回を維持します。
- 「消防団の定数に対する充足率」については、令和6年度実績値が91.8%であり、減少に歯止めがかかっていないことから、第2次計画(後期計画)の最終年度の目標値の86.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 消防設備等の整備

消防訓練などを通じて団員の資質向上に努め、町消防団の組織力を強化します。また、各分団機庫の改修や消防団車両の更新、積載車や小型動力ポンプ、消火栓などの消防設備を計画的に整備し、機動力の向上と安全確保に努めます。

## ② 消防団の組織強化と団員の確保

広報活動や処遇改善に取り組み、昼間の消火活動に対応可能な団員の確保を進め、地域住民の理解と協力を得ながら持続的な運営基盤を確立します。

## ③ 火災予防活動の推進

地域住民との連携を強化し、一般家庭への防火訪問や火災予防週間、年末の街頭啓発活動、防火パトロールなどを通じて、住民の火災予防意識を高めます。また、自主防災組織については、訓練などを通じて可能な活動の位置づけや実効性を高めます。

あわせて、SNS等の新たな情報発信手段も活用し、より効果的な普及啓発活動を推進します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、自己の身体、生命及び財産を守るため、自主防災への取組を行います。</li> <li>○ 消防団は、消防団員の資質向上を目指し各種研修・訓練へ参加します。</li> <li>○ 消防団は、施設・設備・資機材の適切な管理を行い災害時の出動に備えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な施設・設備、資機材の整備を進めるとともに、消防団員の確保に努めます。</li> <li>○ 住民の火災予防に関する意識の啓発や自主防災組織への支援を行います。</li> <li>○ 消防団員の活動に関して、消防団・各分団・各部への支援を行います。</li> </ul>

# 防災・減災の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速的確に救助救護される</li> <li>災害から身体、生命及び財産を守る</li> <li>自主防災意識を高める</li> </ul>

## 【現状】

### 自主防災組織の見直しと住民の防災意識の向上が必要

- 鏡野町の自主防災組織は93地区中80地区(令和6年度末現在)で設立されていますが、高齢化や昼間の不在などにより初動対応可能な人材が不足しています。
- 組織のあり方を見直すとともに、地域の理解を得ながら組織率の拡大や要配慮者支援を含む互助体制づくりや、住民一人ひとりの防災意識と対応力のさらなる向上が必要です。

### 災害対応マニュアルと迅速な情報伝達体制の整備が必要

- 大規模災害時の対応要領やマニュアルの整備を進めるとともに、告知放送、メール配信など多様な手段を活用した迅速かつ正確な情報伝達体制の維持が必要です。
- ホームページやイベントを通じたハザードマップの周知や災害知識の啓発を継続する一方、情報発信を担う人材育成や発信マニュアルの整備が必要です。

### 危機管理体制の充実が必要

- 地震・台風・豪雨洪水等の大規模災害による被害を防止・軽減するために、ハードとソフト双方の整備が必要です。
- 災害復旧活動の円滑な実施や平常時の行政サービスの早期回復を図るため、事業継続計画(BCP)を策定する必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
自主防災組織率(人口カバー率)	%	87.5	100.0
日頃から防災の備えをしている町民の割合	%	50.8	65.0
自主防災組織で訓練を実施した組織数	団体	—	47

## 【目標値の設定理由】

- 「自主防災組織率」については、町内全地区での組織化を目標とし、100%を目指します。
- 「日頃から防災の備えをしている町民の割合」については、徐々に増加傾向にあるものの、目標に届いていないため、過去の伸び率を考慮し、65.0%を目指します。
- 「自主防災組織で訓練を実施した組織数」については、93地区全体で自主防災組織化を図り、町内組織全体の50%を目標として、47団体を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 地域防災力の充実と住民の防災意識の向上

自主防災組織や自治会など地域の共助主体への支援を強化し、防災訓練や講座・イベントを通じて住民の防災・減災意識を高めます。また、高齢化や働き方の変化で維持が困難な地域については、活動のあり方を見直し、持続可能な体制づくりを進めます。さらに、要配慮者の把握と避難支援体制の整備を進めます。

## ② 災害時の迅速・適切な対応力の強化

避難所の機能向上や資機材・食料品などの計画的な備蓄を進め、感染症対策も併せて実施し安全・安心な避難環境を確保します。また、関係機関との連携強化や対応マニュアルの整備、非常時持出袋の活用訓練を通じ、住民の災害対応知識と多様な対応力を高めます。

## ③ 平常時からの危機管理体制の充実

大規模災害に備え、公共施設の耐震化や治水施設等の整備などハード事業を進めるとともに、災害発生を想定したハザードマップの作成や避難訓練の実施などソフト事業を進めます。

また、災害時の応援協定を地方公共団体や民間企業と結び、応援のネットワークによる災害復旧、物資の確保・孤立集落対策にも備えます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、自己の身体、生命及び財産を守るため、自主防災への取組を行います。</li> <li>○ 地域は、地域の防災体制を構築するとともに、地域内の要配慮者(高齢者、障害者(児)等)を把握し、災害時に避難支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な施設、設備、資機材の整備を進めるとともに、消防団との連携に努めます。</li> <li>○ 住民の防災に関する意識の啓発や自主防災組織に対する支援を行います。</li> <li>○ 災害発生時における災害情報の提供と災害復旧に迅速に対応します。</li> <li>○ 危機管理体制の強化を図ります。</li> </ul>

# 生活安全対策の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
・ 住民	・ 犯罪や事故から身を守る

## 【現状】

### 継続した交通安全や防犯に対する意識の醸成が必要

- 交通安全対策については、交通事故件数は岡山県内でも高い水準(少ない)ですが、引き続き高齢者及び小学生等への交通ルール・マナーの啓発を行う必要があります。
- 防犯対策において、不審電話や特殊詐欺等、最近の犯罪手口等の情報収集を行い、告知放送や広報紙等を活用して、住民への情報提供を行う必要があります。

### 交通安全・防犯活動を支える地域力の強化が必要

- 交通安全対策協議会委員等の啓発活動により、地域ぐるみで意識の向上を図る必要があります。
- 安全・安心まちづくりネットワーク等の地域組織を活用し、住民の自発的活動がなされるよう支援する必要があります。

### 生活安全実現のための安全・防犯設備の強化が必要

- カーブミラーの設置や防犯灯、防犯機能付き電話機の整備支援を進めている一方で、住民から寄せられる要望への対応を広げることや計画的な整備が課題です。
- 空き巣や特殊詐欺など身近な犯罪への防犯意識向上や、空き家対策を含めた地域全体での安全確保が求められています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
町内の交通事故発生件数	件	8	6以下
住民による交通事故件数(町民が町内外で起こした事故)	件	20	16以下
町内の犯罪発生件数	件	26	17以下
犯罪被害にあう不安を感じている町民の割合	%	50.4	40.0以下

### 【目標値の設定理由】

- 「町内の交通事故発生件数」については、過去5年間の実績値が一番少なかった6件以下を目指します。
- 「住民による交通事故件数(町民が町内外で起こした事故)」については、令和2年度から6年度までの平均値の16件以下を目指します。
- 「町内の犯罪発生件数」については、増加傾向にあり、令和2年度から6年度までの実績値が一番少なかった17件以下を目指します。
- 「犯罪被害にあう不安を感じている町民の割合」については、増加傾向にあり、過去の実績値を勘案し40.0%以下を目指します。

### 【施策の目標達成のための取組方針】

#### ① 交通安全・防犯意識向上の推進

地域、学校、各種団体及び警察と連携して交通安全・防犯教育を実施するとともに、交通教育指導員、交通指導員、安全・安心まちづくりネットワークなどと協働し街頭啓発活動を展開します。住民一人ひとりの意識向上を図り、高齢者や子どもを含むすべての世代が安全に暮らせるよう、交通事故・違反及び犯罪のない地域づくりを進めます。

#### ② 交通及び防犯関係協力団体の育成・強化・支援

交通安全や防犯活動に携わる各種団体と情報共有を図りながら、活動支援を継続的に行うことで、地域の対応力を向上させます。また、活動を支える人材の高齢化や担い手不足を踏まえ、持続可能な地域の安全活動体制の整備を推進します。

#### ③ 安全・安心に向けた施設・環境の整備

交通安全・防犯対策のため、カーブミラーや防犯灯を整備するとともに、防犯機能付き電話の普及促進にも取り組みます。

また、安全な生活環境の確保のため、老朽化した空き家について、所有者等への支援や助言を行い、必要に応じて除却を促進するなど、地域や関係機関と連携し、安全で安心な環境の確保に取り組みます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、交通事故防止のため、各種法令や交通マナーを遵守します。</li> <li>○ 住民は、犯罪にあわないように、自らの身の回りに気を付けて生活するよう努めます。</li> <li>○ 地域・事業所等は、交通安全活動、防犯活動を行うとともに犯罪を起しにくい環境づくりを推進します。</li> <li>○ 空き家が放置され、老朽化しないよう、または、現在居住中の家が将来空き家とならないよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故防止、犯罪防止の啓発活動を行います。</li> <li>○ 交通及び防犯関係協力団体の育成・強化・支援を行います。</li> <li>○ カーブミラー設置や防犯灯の設置支援を行います。</li> <li>○ 空き家相談に対応できる体制の構築や除却支援を行います。</li> </ul>

未来の鏡野町子ども絵画展応募作品

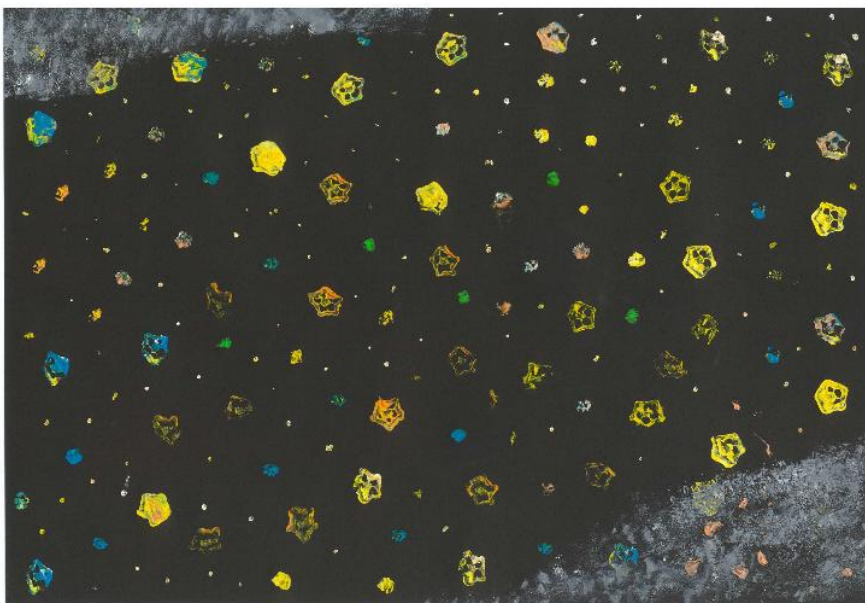


『世界につながる鏡野町』

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『自然豊かな鏡野町』



『おほしまいっぱい鏡野町』

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民(町世帯)</li> <li>町内の豊かな自然環境</li> <li>世帯と事業所で発生した廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全の意識を高め、保全活動をしてもらう</li> <li>ごみを減量し、適正に処理(ごみの分別、野焼き・不法投棄の防止)を進める</li> <li>温室効果ガスの抑制と再生可能エネルギーの活用を努めてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 幅広い年齢層による継続的な環境保全活動が必要

- 町民アンケートでは自然環境が高く評価され、約70%の住民が町の景観を優れていると感じていますが、景観保全の満足度は低下しています。
- 人口減少や地域コミュニティの希薄化により、外来生物の繁殖や鳥獣被害、空き家・耕作放棄地の増加などが景観や住環境の悪化を招いており、管理担い手不足が課題です。
- 幅広い年齢層の参加を促進し、多面的な活動を展開することが求められています。

### 家庭における省エネ設備等の導入促進が必要

- 電気代や燃料費の高騰により、省エネ機器や電気自動車の需要が高まっています。
- 地域特性や環境に合わせた支援・啓発の推進に加え、脱炭素型ライフスタイルの普及や再生可能エネルギーの導入支援策の検討も重要です。

### ごみの減量・リサイクル推進の強化が必要

- 住民の分別意識やリサイクル活動は一定の成果を上げており、約7割の住民がごみ減量・リサイクルに取り組んでいますが、1人当たりのごみ排出量は近隣市町村よりやや多い状況です。
- 容器包装プラスチックの回収は徐々に効果が見られており、今後は製品プラスチックの分別収集・再資源化に取り組み、プラスチック資源の循環を一層促進する必要があります。
- ごみ分別アプリの活用や啓発活動を通じて、住民主体の取組体制を強化するとともに、ごみの野焼きについても引き続き啓発を行います。

### 脱炭素社会と循環型社会の実現に向けた取組推進が必要

- 全国的なGX推進やゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、本町でも温室効果ガス排出抑制に取り組む必要があります。
- 地下資源依存を減らし、地上資源の有効活用や資源循環を進める循環型社会への移行、町の事務事業における環境負荷低減も重要課題です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
自然環境の保全行動をしている町民の割合	%	44.4	50.0
1人当たりのごみの排出量(年間)※	kg	262.5	256.4以下
ごみ減量化・リサイクルに取り組んでいる町民の割合	%	77.3	80.0
省エネの促進と環境にやさしいエネルギー利用に取り組んでいる町民の割合	%	—	50.0

※ 町内で発生した事業系を含む一般廃棄物量を人口で除した数値

## 【目標値の設定理由】

- 「自然環境の保全行動をしている町民の割合」については、前計画期間内の実績値が約40%で推移しており、50.0%を目指します。
- 「1人当たりのごみの排出量(年間)」については、前計画期間内において減少傾向にあり、256.4kg以下を目指します。
- 「ごみ減量化・リサイクルに取り組んでいる町民の割合」については、ほぼ同程度の水準で推移しており、減量・リサイクルに取り組む住民の割合を向上させることを目標とし、80.0%を目指します。
- 「省エネの促進と環境にやさしいエネルギー利用に取り組んでいる町民の割合」については、住民や事業者に対する普及啓発を行い、50.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 幅広い年齢層による継続的な環境保全活動の推進

地域団体等と連携し、幅広い年齢層の参加を促進しながら、ごみの野焼きや不法投棄の監視、空き家・耕作放棄地対策、道路清掃活動など多面的な環境保全活動を継続的に実施することで、自然環境の保全と美しい景観の維持を進めます。

## ② 省エネ・再エネ化の促進と脱炭素の推進

省エネ機器や電気自動車導入の支援・啓発、公共施設での再生可能エネルギー利用促進、脱炭素型ライフスタイルの普及を通じ、家庭・事業所・地域全体で脱炭素社会の実現を目指します。また、地下資源依存の軽減や資源循環を進め、持続可能な循環型社会づくりにも取り組みます。

さらに、林業における取組として、町有林の適切な手入れを進めることで二酸化炭素の吸収量を確保し、その成果をJクレジットとして承認・販売する取組を進めます。

### ③ ごみの発生抑制及び資源循環の推進

住民や事業者へのごみ発生抑制(再利用促進、マイバッグ使用、過剰包装削減等)の啓発やごみ分別促進アプリの活用、資源ごみ集団回収への参加支援、製品プラスチック分別回収の実施により、住民主体の循環型社会づくりを推進します。ごみの野焼きや不法投棄防止策も徹底します。

#### 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民・地域・事業所は、自然環境の保全の必要性を認識し、自然環境保全に努めます。</li><li>○ 住民は、生活雑排水処理やごみ処理などについて、ルールとマナーを守ります。</li><li>○ 住民は、ごみの発生抑制に努め、分別収集と再資源化の取組に協力します。</li><li>○ 地域は、資源物の集団回収を推進します。</li><li>○ 事業所は、自らのごみは適正に処理するとともに、事業の活動によって生じる廃棄物の再生利用を積極的に行います。</li><li>○ 住民・事業者は、省エネ行動の徹底や再エネ導入に努めます。</li><li>○ 住民・地域は、地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習等に積極的に参加・協力します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自然環境の保全に対する理解を深めるための啓発活動と情報提供を行います。</li><li>○ 環境美化活動や、自然保護活動に対する支援を行います。</li><li>○ ごみの発生抑制、資源化などに対する環境教育と意識啓発に取り組みます。</li><li>○ ごみステーションなどの整備支援や集団回収支援などを行います。</li><li>○ 循環型社会の実現に向け、リユース・リサイクルの促進や食品ロス削減のための取組を進めます。</li><li>○ 環境に配慮した製品や再生可能エネルギーの利用拡大を支援します。</li><li>○ 町有林の適切な手入れによる二酸化炭素吸収量を成果とし、Jクレジットとして販売・認証を進めていきます。</li></ul>

# 政策 6

## 便利で快適なまちづくり

### ■めざすまちの姿

利便性が高く、快適な生活が続けることができるまち

### <施策>

6-1 上下水道の整備と維持管理 P 94

6-2 安全で快適な道路環境の整備 P 96

6-3 公共的交通機関の充実 P 98

### ■当該分野とSDGsとのつながり



# 上下水道の整備と維持管理

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>上下水道施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清浄な水道水を確保し、安心して使用してもらう</li> <li>安全で良質な水道水を安定的に供給する</li> <li>快適で衛生的な生活環境で暮らしてもらう</li> <li>公共水域の水質汚濁防止</li> </ul>

## 【現状】

### 安定的な上下水道事業の経営基盤強化と持続可能な施設管理が必要

- 急速な人口減少や施設の老朽化に伴い、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、住民生活に不可欠なライフラインとして、持続可能な事業運営を確保する必要があります。
- 今後の料金収入や施設更新費用を反映した収支計画に見直し、市町村を超えた広域連携など一体的な取組により、経費削減や組織体制の強化を図ることが求められています。

### 下水道接続・設置の促進による生活環境の向上が必要

- 下水道普及率は比較的高い普及状況にありますが、整備済み地域での未接続世帯への接続促進が依然として課題となっています。
- 広報紙やホームページ等を活用した周知や、下水道計画区域以外への合併処理浄化槽の普及促進も含め、生活環境向上のための取組が必要です。

### 老朽施設の更新と将来を見据えた施設の最適化が必要

- 老朽化した上下水道施設の更新や維持管理を計画的に進めるとともに、施設規模の見直し、事業の効率化を図る必要があります。
- 将来的な水需要の減少を見据えた施設の統廃合や財源確保を含め、上下水道事業の効率化と持続可能な運営を推進することが課題となっています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
水道有収率(年間総有収水量/年間総配水量)	%	88.2	91.4
下水道普及率(供用人口/行政人口)	%	94.3	97.5
水洗化率(水洗化人口/供用人口)	%	83.3	87.5

### 【目標値の設定理由】

- 「水道有収率(年間総有収水量／年間総配水量)」については、水道水の有収率向上に取り組み、経営の改善を目指し、91.4%を目指します。
- 「下水道普及率(供用人口／行政人口)」については、国が令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上を掲げており、その後も町の下水道普及率の向上を目標とし、97.5%を目指します。
- 「水洗化率(水洗化人口／供用人口)」については、公衆衛生の改善及び経営の改善に向け、接続率を向上させたいことから、87.5%を目指します。

### 【施策の目標達成のための取組方針】

#### ① 上下水道事業のさらなるコスト縮減と経営基盤強化

既存施設の規模縮小や統廃合を検討し、維持管理費及び更新費用の削減を図るとともに、市町村の枠を超えた広域連携を推進します。これにより経費節減と組織体制の強化を図り、安定した清浄な水道水の供給と適切な汚水処理を確保し、持続可能な事業運営を目指します。

#### ② 上下水道の利用促進と接続率向上

生活環境の向上及び公衆衛生の改善を図るため、上下水道への加入促進の啓発活動を積極的に行い、接続率のさらなる向上に努めます。下水道整備計画区域外の地区については、合併処理浄化槽の設置を推進し、地域の公衆衛生環境の向上にも取り組みます。

#### ③ 上下水道施設の老朽化対策と耐震化推進

老朽化した施設の更新を計画的に実施するとともに、耐震化を含む防災対策を強化し、施設の長寿命化に努めます。これにより、持続的で安定した上下水道事業の基盤強化を図ります。

### 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、上下水道施設への加入・接続及び合併処理浄化槽の設置を行い、適切な利用と処理に努めます。</li> <li>○ 利用者は上下水道利用に対し、受益者として料金を負担します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の適正な維持管理、適時の更新、改良及び修繕に努めます。</li> <li>○ 業務の合理化などにより、コスト縮減を図ります。</li> </ul>

# 安全で快適な道路環境の整備

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町道</li> <li>町内の国・県道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な通行ができる</li> </ul>

## 【現状】

### 高騰する整備コストへ対応しつつ道路・橋梁の老朽化対策が必要

- 人件費や資材費の高騰、技術者不足などにより維持管理環境が厳しさを増す中、老朽化した道路・橋梁の計画的な点検・修繕が求められています。特に整備から50年を超えるインフラの更新は喫緊の課題であり、予防保全への転換と安定的な予算確保が必要です。

### 安全で快適な道路環境の確保が必要

- 道路の安全性や快適性に関する住民ニーズは依然として高く、舗装の劣化や歩道の未整備などへの対応が課題です。

### 広域連携による基幹道路網の整備促進が必要

- 国・県および近隣市町村との連携を図り、災害に強い道路網の構築に向けた国・県道の計画的な整備促進を進めていくことが重要です。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
道路改良率	%	52.5	53.0
道路舗装率	%	86.6	87.0
橋梁健全率	%	97.1	98.0
町内の道路が安全・快適に通行できると感じている町民の割合	%	60.9	62.0

## 【目標値の設定理由】

- 「道路改良率」については、岡山県内の平均値を上回っていますが、前期計画期間において実施した道路改良施工実績の推進を踏まえ、53.0%を目指します。
- 「道路舗装率」については、岡山県内の平均値を上回っていますが、前期計画期間において実施した道路舗装施工量の推移を踏まえ、87.0%を目指します。
- 「橋梁健全率」については、予防的な修繕計画の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る大規模化及び高コスト化の縮減を目標とし、98.0%を目指します。
- 「町内の道路が快適・安全に通行できると感じている町民の割合」については、道路施設の適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な道路環境の向上を目標とし、62.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 安全性や利便性の向上を目的とした道路改良事業の推進

事業の緊急性・必要性を十分に考慮したうえで、工事費や維持管理費の縮減に努めます。地域間を連絡する幹線道路や生活道路の整備を推進し、道路の線形不良や幅員狭小区間の改良を進めることで、諸車両の安全確保を図ります。災害時における緊急連絡道路の整備にも注力し、道路利用者全体の安全確保と計画的な道路改良事業を推進していきます。

## ② 適切な維持管理の推進

道路施設が安全に利用できるよう、予防保全を強化するとともに、安全パトロールの拡充や危険箇所の早期発見・早期改修に努めます。加えて、地域と連携した道路愛護活動(草刈りや側溝清掃等)を推進し、生活道路の安全確保に取り組みます。長寿命化を視野に入れた計画的な維持管理を進めることで、持続可能な道路インフラの維持に努めます。また、冬季においては、除排雪の実施をはじめ、凍結防止対策や路面状況の確認を行い、住民の日常生活や緊急時の円滑な交通確保に努めます。

## ③ 国・県道整備の推進と予算確保に向けた取組

市町村間を結ぶ基幹道路である国・県道は、地域産業の発展や災害時の緊急輸送道路として不可欠です。都市部との連携強化や観光客の増加に対応するとともに、災害に強い道路網を構築するため、国・県に対して道路整備促進と必要な予算確保に向けた要望を引き続き、より一層強力に行います。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、道路などの公共施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに維持管理に協力します。</li> <li>○ 道路改良などでの用地提供について、協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先順位等の判断により町道の整備を推進するとともに、適切な維持管理を行います。</li> <li>○ 交通安全施設の整備を進め、自然環境や景観に配慮した整備を促進します。</li> <li>○ 国・県道の整備促進のため、関係団体に対して整備を要望していきます。</li> </ul>

# 公共的交通機関の充実

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>町内の公共交通機関利用者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>便利に町内外へ移動できるようにする</li> </ul>

## 【現状】

### 持続可能な地域交通サービスの強化が必要

- 鏡野町は山林が多く、小規模・分散集落が多いため、自家用車依存が高い状況です。
- 町営バス、乗合タクシーなどの公共交通は生活を支える重要なインフラであり、持続可能な運行体制の構築が求められています。
- 通学支援や個別ニーズへの対応には一定の成果があるものの、車両の維持管理やデマンド交通の定着、高校生や高齢者の移動支援など、重点課題へのきめ細やかな対応が必要です。

### 公共交通の整備と広域的な協力体制の構築が必要

- 民間バス路線の減少に対応し、町営バスや乗合タクシー、共同運行バスなどで交通手段を確保しています。
- 地域間アクセスは改善傾向にあるものの、利便性向上と利用促進の両面での施策が求められており、今後は交通事業者や近隣市町村との連携を深め、広域的な協力体制を構築しながら、持続可能な公共交通網の維持・発展に取り組む必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
公共交通(町営・民間バス、乗合タクシー等)に満足している町民の割合	%	8.1*	25.0
公共交通の総利用者数(町営バス、民間バス・タクシー等)	人	85,500	102,500

※令和7年度公共交通アンケート調査による実績

## 【目標値の設定理由】

- 鏡野町を運行する公共交通の総合的な満足度を、公共交通の事業内容の周知・啓発を含め、運行ルートや時刻表などの見直しを図ることにより、25.0%を目指します。
- 「公共交通の総利用者数(町営バス、民間バス・タクシー等)」については、路線やダイヤ変更による利便性の向上や新たに導入する乗合タクシーの運行を実施することにより、102,500人を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 利便性の確保・向上による利用の促進

町営バスは当面現状の運行を維持しつつ、利用者にとって使いやすいダイヤ改正を実施し、バス増便やデマンド交通の導入検討など、多様な公共交通サービスの充実を図ります。

中高生や高齢者など特に公共交通を必要とする層に対しては、適切な時間帯での運行や利便性向上に努めるとともに、地域行事やイベントでの利用促進や料金体系の見直しにより、交通手段の定着と利用拡大を目指します。

情報提供については、紙媒体・デジタル双方に対応し、多くの住民が簡単にアクセスできる体制を整備することで、公共交通サービスの質の向上に取り組みます。

## ② 交通ネットワークの整理と再構築

広域移動を担う「幹線」「共同路線」と町内の移動を担う「支線」の役割を明確にし、交通ネットワークの整理を行います。「幹線」「共同路線」は、運行するバス事業者や近隣自治体と連携し、実情に即した交通ネットワークの再構築を目指します。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、公共交通機関の利用を心がけます。</li> <li>○ 公共交通の運行事業者は、利用者ニーズを的確に把握するとともに、安全性を確保しながら、快適・安全で利用しやすい公共交通の運行と運転員の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通利用促進のための普及啓発を行います。</li> <li>○ 住民ニーズを的確に把握し、公共交通機関の利便性の向上を図ります。</li> <li>○ 生活交通路線が安定して運行を維持できるよう、国・県に支援を要望していきます。</li> </ul>

未来の鏡野町子ども絵画展応募作品



『みんな集まれ鏡野町』



『鳥がいっぱい鏡野町』

# 政策 7

## みんなで作るまちづくり

### ■めざすまちの姿

住民が、住民自治に基づく主体的な活動ができるとともに、  
住民・行政がまちづくりの課題に効率的、  
効果的かつ迅速に対応できるまち

### <施策>

7-1	移住・定住・人口減少対策の促進	P 102
7-2	住民のまちづくりの推進	P 104
7-3	職員の能力・意欲を引き出す人材育成	P 106
7-4	健全な行財政運営の推進	P 108

### ■当該分野とSDGsとのつながり



# 移住・定住・人口減少対策の促進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>町外の住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み続けてもらう</li> <li>転入してもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 各種取組の見直しによる定住促進の充実が必要

- 各種経済的支援や、ふるさと就職奨励金を活用した地元就職の促進など、移住・定住支援の取組を行ってきた結果、一定の効果は見られるものの、計画策定のための意見聴取では「定住化の促進」に対する満足度が比較的低く、施策の見直しやさらなる充実が求められています。
- 町内には利活用できる空き家が約400戸ある一方で、空き家バンクへの登録数は売買約50件、賃貸はごく少数にとどまっており、空き家の利活用促進が大きな課題となっています。
- 地元出身の高校生や大学生の地元就職率が伸び悩む一方、ハローワーク津山管内の有効求人倍率は高水準を維持しており、地元定着のための就職支援のさらなる強化が必要です。

### ターゲット分析や情報発信等、主管課をまたいだ幅広い施策の展開が必要

- 相談窓口の設置や移住相談会、オーダーメイド型の移住体験ツアー、お試し住宅の活用など、移住のきっかけづくりとなる施策は一定程度進んでいるものの、移住ターゲット層の分析や空き家バンク登録の促進、転入希望者の相談体制の充実など、さらなる踏み込んだ施策が必要です。
- 鏡野町に「住み続けたい」住民は8割を超えており、この町の暮らしやすさを外部に発信していくことが重要です。SNSなどを活用した効果的な情報発信、仕事・観光・子育てといった分野横断的な取組や、女性をターゲットにした施策の展開など、多角的な魅力発信が求められています。
- 民間事業者による住宅開発の動きも見られるなかで、定住環境の整備や誰もが安心して活躍できる地域づくりといった、生活全体を支える基盤の強化も必要となっています。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
鏡野町に住み続けたいと思う住民の割合	%	85.8	90.0
人口の社会増減数(転入人口－転出人口)	人	-38	0

## 【目標値の設定理由】

- 「鏡野町に住み続けたいと思う住民の割合」については、目標値とした85%をほぼ達成していますが、諸施策の充実により後期計画期間中の増加傾向を維持し、近年で最高値の89.6%を上回る90.0%を目指します。
- 「人口の社会増減数(転入人口－転出人口)」については、現状の施策を継続しつつ、効果の見込める事業の見直しや改善を図ることで、可能な限り減少数を緩やかにし、定住施策の推進と関係機関との連携により、転入転出の差をゼロとすることを目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 定住できる環境づくりの推進

定住を促進するため、「空き家改修補助金」や「ふるさと就職奨励金」など各種事業の見直し・充実を図り、経済・暮らし・交流といった複数分野を横断した総合的な施策に取り組めます。また、地域との交流の中で新しい生活が安定するよう支援するため、移住定住ツアーや婚活イベントなどの実施を継続するとともに、特に女性のUターン促進や若者の定着に向けた支援策など、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。あわせて、地域の特性を生かした企業誘致や産業の活性化を通じて、町内就業の機会を拡大し、定住できる環境づくりを進めます。

### ② 移住者の受け入れ促進

移住者の受け入れを促進するため、「移住総合相談窓口」を継続運営するとともに、リモート相談など遠方からの相談にも柔軟に対応できる体制の充実を図ります。既に実施している「鏡野町空き家情報登録制度」や「空き家改修補助金制度」の積極的な推進・充実を図るなど、移住希望者のニーズに応じた空き家の利活用策の促進を図ります。また、庁内横断的な連携による多角的な施策展開に取り組むことで、移住者にとって魅力ある環境づくりを進めます。そして、将来的な移住につなげるためにも、本町に対して継続的に多様な形で関わる関係人口や二地域居住の創出を進めます。

### ③ 認知度・魅力度の向上

町の認知度向上のため、庁内連携のもと、SNS等それぞれの強みを活かして魅力発信を進めます。また、地域活性化企業人制度を活用したPR施策の充実を図ります。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、ふるさと意識を高めるよう努めています。</li> <li>○ こどもたちに町の自然・歴史・文化などの良さを伝えていきます。</li> <li>○ 地域は、移住者・転入者を寛容に受け入れ、良好なコミュニティの形成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の良さや独自性(行政サービスなど)を住民や町外者にPRしていきます。</li> <li>○ 移住・定住のための生活環境基盤の整備・支援に努めます。</li> <li>○ 他施策との横断的な連携に取り組めます。</li> </ul>

# 住民のまちづくりの推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民</li> <li>自治会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識して行政活動に参画してもらう</li> <li>積極的に地域づくり活動をしてもらう</li> </ul>

## 【現状】

### 住民主体のまちづくり推進に向けた財源確保が必要

- 令和7年度から第4期がスタートした「未来・希望基金事業」にて、住民理解や意識醸成を図っています。「地域活性化支援事業」を活用し、各地域づくり協議会への伴走支援を行うことで、一定の有効な成果を上げていますが、今後も事業継続に向けた安定的な財源確保が求められています。
- 町民アンケートでは、地域活動に関心を持つ住民が約50%、参画意識を持つ住民が約40%と徐々に参加意識は向上していますが、さらなる住民参加の機会拡充や意識付けの強化が必要です。

### 若者世代の地域活動参画と地域定着が必要

- 地域活動は特定の担い手に依存する傾向が強く、新たな参加者の参画や活動の裾野の拡大が必要です。
- 10～20歳代の若者の地域活動への意識や参加率が低く、若者世代が参加しやすい事業や交流の場づくりが必要です。

### 自主的な地域活動の活性化が必要

- 住民が自主的に行う公益的なまちづくり活動を推進するため、既存の地域人材を中心として地域と行政が協働し、課題解決を図る体制の整備が進んでいます。
- 地域リーダーの育成や住民ニーズの的確な把握と町政反映の仕組みづくりを強化し、地域の活性化と持続的なまちづくりを推進していく必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
行政が行う施策や地域で実施されている活動に関心がある町民の割合	%	53.9	60.0
地域活動等に参加している町民の割合	%	44.4	50.0

## 【目標値の設定理由】

- 「行政が行う施策や地域で実施されている活動に関心がある町民の割合」については、低下傾向に歯止めをかけて、計画策定時の水準を上回る数値を目標とし、60.0%を目指します。
- 「地域活動等に参加している町民の割合」については、未来・希望基金事業などのさらなる推進により、50.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 未来・希望基金事業の充実

住民が主体的に地域活動に取り組める環境を整えるため、未来・希望基金事業を通じて地域づくり協議会を対象に意見交換や研修会を継続的に実施し、住民理解や意識醸成を図ります。地域それぞれの良さを活かし、課題を協働で解決できる特色ある地域づくりを推進し、住民が自信と誇り、責任を持って「わたしたちのまち」と実感できる環境を目指します。

また、庁内各課の連携や情報交換を強化し、総合的な支援ネットワークの構築や支援体制の充実を図ることで、地域活動のための環境改善を進めます。

## ② 世代を超えた協働によるまちづくりの推進

若者、高齢者、子育て世代、地域おこし協力隊、地域団体など、多様な世代や立場の人が関わり合いながら、地域課題の解決や魅力づくりに取り組む体制を整えます。また、世代を超えた交流と協働を促進し、町民一人ひとりが地域で主体的に関われるよう、情報提供や意見を反映する仕組みづくりを推進し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の向上を図ります。

## ③ 情報共有の充実と共創型地域活動の促進

インターネット環境等を活用し、福祉活動や地域活動の情報を告知放送やメール配信等で迅速に伝達することで、住民の行政施策への関心を高め、地域活動への参加促進につなげていきます。

あわせて、地域の課題やニーズを共有し、住民・地域団体・事業者・行政が協力して解決策を創り出す共創の仕組みづくりを進め、主体的な参画を促進することで持続可能な地域活動の創出につなげていきます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、自主的・自発的に行政活動や地域行事に参加します。</li> <li>○ 地域は、主体性をもって地域づくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民が行政活動や地域行事に参加できるよう、十分な情報提供を行い、積極的な参加の推進を図ります。</li> <li>○ 地域の自主的な活動などに対し、未来・希望基金事業などを通じて支援していきます。</li> <li>○ 住民ニーズを的確に把握し、町政に反映していきます。</li> </ul>

# 職員の能力・意欲を引き出す人材育成

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速でわかりやすく、親切丁寧なサービスを提供する</li> <li>住民の期待に応えられる能力を身につけて行動する</li> <li>やりがいを感じながら意欲をもって業務に取り組めるようにする</li> </ul>

## 【現状】

### 職員の総合的な能力開発と意欲向上が必要

- 人口減少や少子高齢社会など、地方公共団体が急速に変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに対応するためには、時代の変化に対応できる総合的な人材育成が求められています。
- デジタル人材の育成や多様な働き方の推進、心理的安全性の確保を通じて、働きがいを高める取組が求められています。

### 適正かつ成果につながる人事管理の推進が必要

- 人事評価結果や業務量に応じた人員配置により、適正な定員管理を行い、職員の能力発揮につなげています。今後は評価と育成の連携を強化し、努力や成果が正当に評価される仕組みづくりを進めることで、職員の能力発揮と意欲向上を図ることが重要です。

### 信頼される職場環境整備と住民サービス向上が必要

- メンター制度や行政DXによる業務改善を進める一方で、ハラスメント防止や職員の意識向上を通じた職場環境の改善が課題です。風通しの良い職場づくりと来庁者対応力の向上に努め、誰に対しても丁寧で安心できる行政サービスの提供を目指します。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
役場での用事がスムーズに処理できていると思う住民の割合	%	85.3	87.5
職階ごとに求められる姿勢・能力・行動がとれている職員の割合	%	94.7	96.0
やりがい、はたらきがいを感じて仕事をしている職員の割合	%	76.8※	80.0

※令和7年度職員意識アンケートによる実績

## 【目標値の設定理由】

- 「役場での用事がスムーズに処理できていると思う町民の割合」については、職員個々に必要である研修を行い、受講する等の人材育成・能力開発に努めることにより、87.5%を目指します。
- 「職階ごとに求められる姿勢・能力・行動がとれている職員の割合」については、実績値が高いことから、高い割合を維持し続けることとし、96.0%を目指します。
- 「やりがい、はたらきがいを感じて仕事をしている職員の割合」については、職員自らが、やりがいや働く意欲をもって業務ができる環境づくりに取り組むことにより、80.0%を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

### ① 総合的な人材育成のための研修の充実

鏡野町人材育成基本方針に基づいた新採用研修や職階別研修に加え、公務員倫理や管理職研修、メンタルヘルス研修、コミュニケーション(対話)能力研修などを実施し、職員の知識・技能向上を図ります。職場環境の改善やキャリア自律支援、多様な働き方の推進も含めた総合的な人材育成を進め、すべての職員が最大限能力を発揮できる組織づくりを目指します。

### ② 能力と意欲を引き出す人事管理の強化

職員の適性や業務量に応じた配置と、公平・公正な評価制度の運用により、能力発揮と組織成果の向上を図ります。評価結果を活かした能力開発やOJT、メンター制度による育成を通じ、挑戦意欲を高める職場風土の醸成にも努めます。

### ③ 職員の能力と組織の力を伸ばす職場環境づくり

職場内コミュニケーションの活性化やメンター制度、行政DXの推進により、職員が安心して働きながら能力を発揮できる環境を整備します。ハラスメント防止の徹底や心理的安全性の確保により、自由に意見を表明できる風通しの良い職場風土を醸成します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進やプロジェクト、新規事業への挑戦機会の提供を通じて、職員の意欲と創造性を引き出し、持続的なサービス向上につなげます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、町職員が職務に必要な知識を持ち、なおかつ業務遂行や接客態度など十分な対応が出来ているかどうかについて関心を持ち、不十分な点について改善を申し出るよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な人事評価を行うとともに、住民に信頼される人材の育成に努めます。</li> <li>○ 鏡野町定員適正化計画に基づき、適正な定員管理の実施に努めます。</li> <li>○ 職員は、公平・公正な執務を行います。</li> </ul>

# 健全な行財政運営の推進

## 【施策の目的】

対象(誰に・何に・何を)	意図(どういう状態にする・どうなってもらう)
・ 鏡野町の行財政運営	・ 健全な行財政運営を推進する

## 【現状】

### 財政運営の安定化に向けた適正な予算執行が必要

- ・ 施設整備や大規模改修といった大型事業の財源を起債で賄ってきていることから、今後の償還計画を見据えた財政運営が必要です。
- ・ 町内には同様の目的を持つ施設が複数存在することで、維持・管理・改修費などが財政に大きな影響を及ぼしており、施設の適正配置(統廃合)と有効活用を図る必要があります。

### 財源確保と経常経費の抑制が必要

- ・ 少子高齢化や人口減少により、社会保障関係費が増大しているほか、人件費単価の上昇や物価高騰などにより経常経費が増大してきており、財源確保への取組や経常経費抑制の取組を徹底していく必要があります。

## 【成果指標】

成果指標名	単位	R6(現状値)	R12(目標値)
経常収支比率	%	88.0	88.0以下
財政力指数	—	0.296	0.296
実質公債費比率	%	12.5	12.5以下
将来負担比率	%	39.0	40.0以下

## 【目標値の設定理由】

- 「経常収支比率」については、現状の推計では90%近くまで数値が上昇するものと見込まれますが、人件費、公債費等経常経費の抑制に努め、現状値より悪化しないよう88.0%以下を目指します。
- 「財政力指数」については、今後財政力の低下は避けられないため、現状値を最低値とし、0.296を目指します。
- 「実質公債費比率」については、18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し、地方債の発行に知事の許可が必要となることから、現状値をピークとして改善するため12.5%以下を目指します。
- 「将来負担比率」については、将来負担額の軽減を図りますが、年度毎の比率変動が大きいいため、過去5年間平均の40.0%以下を目指します。

## 【施策の目標達成のための取組方針】

## ① 健全な財政運営の推進

公共施設の維持・管理費や人件費単価の上昇・物価高騰などの影響により、財政負担が増加することが見込まれるため、適切な事業を選択するとともに、起債の抑制や経費削減の徹底、公共施設の統廃合、既存事業の見直しなどを踏まえた長期的・総合的な財政管理に取り組み、健全な財政運営を推進します。

## ② 財源の確保

町税や使用料の収納率向上に努めるほか、ふるさと納税の効果的活用や遊休財産の貸付・処分、国・県の補助金や交付金の有効活用・民間資源の活用により、多様な手段で財源を確保します。また、受益者負担の適正化や既存事業の見直しを通じ、持続可能な行政サービスの運営を推進します。

## ③ 歳出の削減

職員一人ひとりのコスト意識を高め、事務経費の徹底した削減や、事務事業評価に基づく事業の見直しを進めます。また、エビデンスに基づく政策立案の徹底、DX推進による業務効率化や働き方改革を推進し、限られた財源を最大限活かした持続可能な行財政運営を目指すため、民間の力の活用も含めたインフラ公共施設の最適化に取り組みます。

## 【役割分担】

住民・地域・事業所等	行政(町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民は、納税の義務を果たすとともに、行政サービスに対する適正な負担を行います。</li> <li>○ 住民は、町の財政に対し関心を持つように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金等の財源の確保に努め、計画的な財政運営に努めます。</li> <li>○ さらなる行財政改革に取り組み、行政コストの削減に努めます。</li> <li>○ 住民に対し、財政状況を分かりやすく説明します。</li> </ul>

未来の鏡野町こども絵画展応募作品



『美しい川の鏡野町』



『自然あふれる鏡野町』

# 第4章 総合戦略



# 1 策定の趣旨

鏡野町では、これまでの「第2期かがみの創生総合戦略」(以下、第2期戦略という。)を通じて、人口減少の抑制や地域活力の向上を目指し、様々な取組を進めてきました。しかし、少子高齢化の加速や社会経済環境の変化により、人口減少の流れは依然として続いており、人口減少を前提として受け止め、その中でも地域が持続的に発展できる方策を講じておくことが求められています。

そのため「第3期かがみの創生総合戦略」(以下、本戦略という。)では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう環境づくりや、暮らしやすさの向上、地域を支える産業・観光・文化・歴史資源の強みを活かすことで、「住みたい・住み続けたいと感じられるまち」として、特に若者や子育て世代に選ばれるまちづくりを目指します。

また、森林資源や農林水産物など鏡野町ならではの豊かな地域資源を活かし、地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内で経済循環させることで、人口減少時代にあっても持続的に発展できる地域経済の構築を図ります。

さらに、住民一人ひとりの暮らしと地域活動が維持されるよう、「定住人口」「交流人口」「関係人口」の拡大と連携を推進し、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出すことを目指します。

これらを総合的に進めるため、本戦略を策定し、町の将来像である「誰もが安心してくらせる笑顔あふれるまち」に向けて、効果的な施策の展開を図ります。

# 2 第3期かがみの創生総合戦略の位置づけ

本戦略は本町の最上位計画である「鏡野町第3次総合計画」との整合性を図りながら、人口減少問題への的確な対応と、持続的な発展を推進させるためのものです。

# 3 計画期間

本戦略の計画期間は、令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間とします。

## 4 基本目標と横断的な取組

本町が、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、第2期戦略の成果と課題等を踏まえて、以下のとおり、次の4つの基本目標と3つの分野を超えた横断的な取組を設け、「誰もが安心してらせる笑顔あふれるまち」の実現を目指します。

基本目標1 若者・子育て世代に選ばれるまち

基本目標2 安定した雇用を創出するまち

基本目標3 つながりを築き、人を呼び込むまち

基本目標4 住み続けたい魅力あるまち

横断的な取組1  
多様な人材の活躍を推進する

横断的な取組2  
新しい時代の流れを力にする

横断的な取組3  
情報発信でまちの力を高める



# 基本目標 1 若者・子育て世代に選ばれるまち

本町では、少子化の進行や若い世代の転出などにより、将来の人口減少が大きな課題となっています。特に、進学や就職を機に町外へ転出する若者が多いことから、若者が本町で生活できる、将来を描ける環境づくりが重要となっています。

このため、若者が就職や働き方、地域との関わりを通じて、本町に暮らし続けたいと感じられる環境づくりを進めるとともに、豊かな自然に恵まれた環境の中で、こどもの健やかな成長を支える保育・教育の質の向上や、結婚、出産、子育てといったライフステージに応じた希望がかなうまちづくりを推進することで、若者・子育て世代に選ばれるまちを目指します。

## (1)基本とする目標

<若い世代(39歳以下の若者)が鏡野町に住み続けたいと思う割合>

**78.0%以上**

(令和6(2024)年12月アンケート「住みたい」「どちらかといえば住みたい」の合計:68.9%)

## (2)主な施策と事業

### ① 若者の地元就職・定着促進

- 地元企業の魅力発信や職業体験を通じて、若者の地元就職・定着を促進する。
- 奨励金などの経済的支援メニューの情報発信などにより、地元での就業定着を支援する。
- 若者のアイデアや行動が地域の活力につながるよう、町内事業者や地域団体とのマッチングを促進する。

**[重要業績評価指標](KPI)** 新卒者等ふるさと就職奨励金補助件数:**20件/年**

### ② 若者世代の地域とのつながりづくり

- 若い世代を孤立させないための地域コミュニティの活性化を推進する。
- 世代を超えた交流イベントや、つながりづくりを推進することで地域への愛着、支えあいの関係づくりを支援する。
- 若者の地域活動への挑戦を後押しするため、情報提供や相談支援、チャレンジの場づくりを進める。

**[重要業績評価指標](KPI)** 若い世代(39歳以下の若者)が地域活動に参画している割合:**30.0%**

### ③ 若者と町政をつなぐ対話の推進

- 若者が町政やまちづくりに関心を持ち、主体的に関わることができるよう、意見交換の場や対話の機会を創出する。
- デジタルツールを活用し、若者が気軽に町政に意見を届けられる仕組みづくりを進める。
- 若者が地域や町政に関わる経験を通じて、郷土愛や定住意欲を高められるよう支援する。

**[重要業績評価指標](KPI)** 町政・地域活動に関心があると回答した若い世代(39歳以下の若者)の割合:**60.0%**

#### ④ 若い世代(39歳以下の若者)の定住に向けたサービスの提供

- 若い世代(39歳以下の若者)に対して、経済的支援メニューを充実させることにより、新婚・子育て世代にやさしいまちづくりを進める。
- 若い世代(39歳以下の若者)が各種支援施策を利用しやすいよう、分かりやすい情報発信と相談体制の充実を図る。
- 多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を努め、地域における子育て支援の拠点の確保を図る。
- デジタルを活用した各種申請の充実を図る。

**[重要業績評価指標](KPI)** 子育てしやすい町だと感じている町民の割合: **90.0%**

#### ⑤ 子育て世代が仕事と家庭を両立できる働き方の実現に向けた支援

- 職場における労働条件の改善や環境整備に向けた啓発等を行い、子育て世代が仕事と家庭を両立できる働き方を実現する。
- 地域と職場が連携して子育てを支援する仕組みの整備を図る。

**[重要業績評価指標](KPI)** 仕事と子育てが両立できていると感じている保護者の割合: **85.0%**

#### ⑥ 結婚、妊娠・出産、子育ての悩みの解消に向けた相談・支援体制と交流の場の充実

- 育児不安や子育ての悩みを解消し、こどもを安心して産み育てられるよう、情報の発信と相談・支援体制の充実を図る。
- 子育ての悩みを抱えながら孤立する保護者の交流の場や親子の居場所づくりを推進する。
- 男性の育児休暇取得及び家事・育児参画時間の延伸を支援する。

**[重要業績評価指標](KPI)** 年間の出生数: **70人/年**

##### <主な施策>

1-1 子育て支援の充実

1-3 学校教育の充実

5-2 防災・減災の推進

5-4 自然環境の保全と循環型社会の構築

6-3 公共的機関の充実

7-1 移住・定住・人口減少対策の促進

7-2 住民のまちづくりの推進



## 基本目標 2 安定した雇用を創出するまち

人口減少や高齢化の進行により、労働力人口の減少や地域経済の縮小が懸念される中、町が持続的に発展していくためには、地域の産業力を高め、安定した雇用の場を確保することが求められています。

鏡野町の豊かな自然、農林資源、歴史・文化などの地域資源を活かし、地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、町内で経済が循環する仕組みを構築することが重要です。

そのため、農林水産業の振興や6次産業化、新たな事業の創出、観光交流の拡大など、地域の活力を生み出す取組を総合的に推進します。

また、多様な働き方に対応した就業環境の整備や、創業・起業を支える体制づくりの推進、町の魅力や強みを活かした企業誘致の推進など、町内で働き続けられる雇用の場の創出につなげます。

これらの取組を通じて、町内産業の成長と安定した雇用を生み出し、将来にわたって住み続けたいと思える地域経済の基盤を確立していきます。

### (1)基本とする目標

<個人住民税納税義務者数>

6,100人

(令和6(2024)年:6,002人)

### (2)主な施策と事業

#### ① 農林水産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化

○農林水産物を活用した6次化商品等を統一ブランドとして重点ブランド化を図るとともに、ふるさと納税の返礼品等での需要の掘り起こしと安定した供給を目指す。

**[重要業績評価指標](KPI)** 6次産業化の取組事例数:5年間 5件

#### ② 地域資源の活用・連携による新たな地域ブランドの創出

○農林水産物の付加価値を高め、競争力の強化とオリジナルブランドの創出を図るとともに、観光・交流資源を効果的に活用するため、自然アクティビティ体験プランをニーズに合わせて更新するなど、地域ブランドを確立する。

**[重要業績評価指標](KPI)** 観光施設(公共施設)の売上高:600百万円/年

### ③ 新規就業の促進・定着支援と地域を担う人材育成

- 鏡野町商工会等関係機関や事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、地元就職を促進する。
- 厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により既存企業の体質強化を促進するとともに、事業後継者の育成、新産業や新ビジネスの創出と起業支援に努める。
- 中学生による地域産業の見学・体験、産業の成り立ちや現況を学ぶ機会を設ける取組などにより郷土愛・定住意欲を醸成するとともに、仕事に対する認識・理解を深めることで若年層が町内で就職できる環境の整備を促進する。
- 町産品のブランド力向上やプロモーション活動の展開により販路拡大を推進する。
- 経営体の育成と農地・林地の有効活用を促進する。
- 新たな産業の担い手となる新規就業者や農業後継者の確保・育成と地域に貢献する人材の育成に努める。
- 地域の特性を活かした企業誘致を推進し、町内における新たな雇用の創出と人材の定着を図る。

#### [重要業績評価指標](KPI)

- ・新規就農者数:5年間 15人
- ・新規創業・起業件数:5年間 25件

### ④ 観光資源の活用

- 町内には森・滝・溪谷・湖などの自然景観をはじめ、豊富な農林水産物や温泉など、多彩で魅力的な観光資源を有しており、それらを活かした地域の振興を図る。

#### [重要業績評価指標](KPI)

観光入込客数:100万人/年

#### <主な施策>

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1-3 学校教育の充実         | 3-1 農業の振興            |
| 3-2 林業の振興           | 3-3 商工業の振興           |
| 3-4 観光の振興           | 5-4 自然環境の保全と循環型社会の構築 |
| 7-1 移住・定住・人口減少対策の促進 |                      |



## 基本目標 3 つながり築き、人を呼び込むまち

本町では、若い年代の転出超過が続いており、進学や就職を契機に地域外へ移り住むことも人口減少の大きな要因となっています。持続可能な地域づくりを進めるためには、町外からの新たな人の流れを生み出し、多様な形で本町に関わる人を増やすことが重要です。

このため、本町に「関わりたい」「住んでみたい」と感じる人を広く呼び込み、地域への関心や愛着を育む取組を進めます。また、移住希望者への情報提供や住まい・仕事の確保など、移住・定住につながる支援を充実させ、生活の基盤づくりを支援します。また、ふるさと住民登録制度の活用を見極め、町との継続的な関わりを推進します。

さらに、企業や個人による地域への参画や投資を促し、豊かな自然を生かした体験型観光や交流事業等を通じて、一時的な来訪者が継続的に地域へ関わり続ける関係人口の拡大を図ります。これらを通じて、多様な人材が町内外から集まり、地域の活力向上と新たな価値の創出につながる人の流れの形成を目指します。

### (1)基本とする目標

<関係人口>

3万人以上

(令和6(2024)年:11,971人)

### (2)主な施策と事業

#### ① 移住希望者への支援体制の促進

○移住・定住PRの拡充・受入体制の整備、移住希望者のニーズを満たす空き家物件の確保、アフターフォローの強化等、官民協働による移住・定住政策の分野横断的な推進を図り、都市部等からの移住の推進を図る。

○インターネット環境などを活用し、町の情報を発信することで魅力発信を推進する。

[重要業績評価指標](KPI)

・移住者数:30人/年

・空き家バンク登録件数:30件/年

#### ② 定住相談会等による移住・定住の促進

○移住イベントへの参加やオンライン相談の場を拡充し幅広い年代の方が気軽に情報を得られる体制を整える。

○町での生活イメージを具体的に伝え、移住後の定住につながる支援を推進する。

○先輩移住者の生活情報の発信を図る。

[重要業績評価指標](KPI)

定住相談会等の実施・参加・出展数:10回/年

#### ③ 特産品の開発・アドベンチャーツーリズムの推進による交流・関係人口の増加

○観光・交流資源の充実・活用により、観光のみならず、地域間交流等、多様な交流の促進を図る。

[重要業績評価指標](KPI)

観光施設(公共施設)の売上高:600百万円/年 (再掲)

#### ④ 地域資源を活かした交流の促進

- 地域資源を活用し、多様な交流の機会を創出する。
- 体験型観光を強化し来訪者が町の魅力に触れられる場を整備する。
- 訪れる楽しみと再訪を促すコンテンツを充実させる。

**[重要業績評価指標](KPI)** 観光入込客数:100万人/年 (再掲)

#### ⑤ ふるさと納税の推進

- 民間事業者の知見を活かした運営支援のもと、町主体の事業管理により返礼品の魅力を高め、寄附額の増加に取り組む。
- 町の魅力や施策の取組状況を発信し、応援したくなる仕組みを構築する。
- 寄附者との継続的なつながりづくりを推進する。

**[重要業績評価指標](KPI)** ふるさと納税の寄附者数:7,000件以上/年

##### <主な施策>

1-1 子育て支援の充実

1-3 学校教育の充実

3-4 観光の振興

4-1 生涯学習・スポーツの促進

4-2 文化財と伝統行事の保存と活用

5-4 自然環境の保全と循環型社会の構築

6-3 公共的交通機関の充実

7-1 移住・定住・人口減少対策の促進



## 基本目標 4 住み続けたい魅力あるまち

住みたい・住み続けたいと思える地域をつくるためには、安心して暮らせる生活基盤の確保と、医療・福祉・教育などの地域に不可欠な機能を備えた誰もが暮らしやすい環境づくりが重要となります。

そのため、防災・減災への備えを高め、安全で安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、持続可能な地域交通サービスの充実を図り、多様な世代が快適に生活できる環境を整えます。

また、本町が持つ自然や歴史、文化などの地域資源を活かしたウェルネス観光を推進するなど、健康づくりを通じた地域の魅力向上を図り、地域内での活動や学びの機会も充実させることで、住民が地域に愛着を持ちながら主体的に関わる地域社会の形成を目指します。

こうした取組を総合的に進めることにより、住民一人ひとりが本町の魅力を実感し、将来にわたって「住み続けたい」と感じられるまちづくりを推進します。

### (1)基本とする目標

<鏡野町に住み続けたいと思う割合>

**90.0%以上**

(令和6(2024)年12月アンケート「住みたい」「どちらかといえば住みたい」の合計:85.8%)

### (2)主な施策と事業

#### ① 移動しやすい交通体系の整備

- 町営バスや乗合タクシー等を運行して、交通弱者の移動手段を確保するとともに、デマンド交通の導入・検討など、より利便性の高いダイヤやルートを見直す。

[重要業績評価指標](KPI)

公共交通の総利用者数(町営バス・民間バス・タクシー等):  
5年後 102,500人

#### ② 支え支えられる地域連携の推進

- 地域が主体となって地域の将来を考え、生活に身近な課題の解決に自身で取り組むことのできる地域連携組織づくりに必要な基盤整備を支援する。
- 自主防災組織の結成及び活性化を推進する。
- コミュニティを目的とした住民の集える場の整備を推進する。

[重要業績評価指標](KPI)

近所付き合いをしている町民の割合:64.0%

#### ③ 多様な学習機会の提供

- ニーズに応じた講座の充実を図り、こどもから高齢者まで生涯にわたり主体的で継続的な学習活動を推進する。

[重要業績評価指標](KPI)

公民館での生涯学習活動(講座)に参加した人:5年間 2万人

#### ④ ふるさとづくりの推進

- 協働のまちづくりに向けた町民参画の体制づくりを進め、多様な町民団体・ボランティア・NPO 等の自主的な活動の育成・支援を図る。
- 地域ぐるみでこどもたちを育てるコミュニティ・スクールの活動を支援する。

**[重要業績評価指標](KPI)** 地域活動に参加している町民の割合: **50.0%**

#### ⑤ 保健・医療・福祉の推進による健康の確保

- 健康寿命の延伸に向け、正しい健康知識の普及と健康づくりの意識の向上を図るとともに、介護予防を重視した取組を推進する。
- 地域資源を活かしたウェルネス観光の推進とともに、住民が日常的に健康づくりに取り組める環境を整備する。
- 関係機関と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診・特定保健指導やがん検診の充実を図るとともに、障害者・高齢者福祉の総合的な充実を図る。

**[重要業績評価指標](KPI)** 健康だと思う町民の割合: **74.0%**

#### ⑥ 安全・安心な居住環境の整備

- 安全で安心な地域社会の形成を図る。
- 広報紙・有線テレビ・町公式ホームページやSNS等による必要な知識・情報の発信を促進する。
- 生活道路や通学路などの安全点検と計画的な更新を図る。
- 空き家の適正管理や除却支援を推進する。
- 適正な自然管理を通じて自然環境の保全を進めるとともに、循環型社会の構築と温室効果ガス削減の取組を推進する。

##### <主な施策>

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1-1 子育て支援の充実         | 1-3 学校教育の充実         |
| 2-2 健康づくりの推進         | 4-1 生涯学習・スポーツの促進    |
| 5-2 防災・減災の推進         | 5-3 生活安全対策の推進       |
| 5-4 自然環境の保全と循環型社会の構築 | 6-2 安全で快適な道路環境の整備   |
| 6-3 公共的機関の充実         | 7-1 移住・定住・人口減少対策の促進 |
| 7-2 住民のまちづくりの推進      |                     |



## 横断的な取組 1 多様な人材の活躍を推進する

地方創生の取組は、総人口の減少という社会的課題に向き合うため、平成26(2014)年に始まりました。人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元気にしようと10年間で様々な取組が行われましたが、東京圏への一極集中の流れは依然として続いている状況です。

地方創生は、地域課題の解決に向けてこれらの取組を担う人材の活躍によって実現されます。このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、町だけでなく、地域内外の企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手としてそれぞれの目的に応じて、自ら積極的に参画できるよう、都市部人材の活用、二地域居住の推進、副業・兼業の推進、起業支援といった施策を通して、多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に進めます。

また、性別や年齢、障害の有無、国籍、世代などにかかわらず、誰もが自らの個性や能力を発揮し、地域の中で役割を持って活躍できる社会の実現が求められています。多様な人々が参画し、多様性が尊重される地域社会を築くことは、地域の持続的な発展にもつながる重要な要素です。そのためには、互助・共助の考え方を基盤に、様々な人々が交流し、つながりながら支えあえる仕組みづくりが不可欠です。こうしたつながりや交流は、人と人を結ぶだけではなく、新たな発想や価値、ビジネスの創出につながる原動力としても期待されます。

さらに、地域課題の解決や新たな取組の推進に向けて、特定のテーマや分野に関心を持つ人々が主体的に集い活動できるコミュニティの形成と活性化も重要です。

## 横断的な取組 2 新しい時代の流れを力にする

未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待されます。

地域におけるSociety 5.0の推進を受けて情報通信ネットワーク基盤が充実する中で、インターネット利用の増大とIoT(モノのインターネット)が普及し、地域課題の解決、地域の魅力向上への効果が期待できます。

一方、コロナ禍を経て、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが日常化し、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会活動の継続に大きな効果を発揮しています。これにより、距離、組織、年齢、性別等の壁を越え、社会のデジタル化は、地域における多様で柔軟な働き方の実現につながっています。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するにあたって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できると考えられます。

こうした動きを背景に、国においては令和7(2025)年6月に閣議決定した「地方創生2.0」の基本構想の中で、AIやデジタルなどの新技術を活用し、地域課題の解決を目指します。町は、担い手不足や高齢化への対処、農林水産業でのスマート技術の活用、「交通空白」の解消などを目指します。

## 横断的な取組 3 情報発信でまちの力を高める

---

少子高齢化が進み、コロナ禍を経て地域のコミュニティが希薄化し、生活スタイルやそれぞれの価値観が多様化してきています。そういった状況下においても、住民、各種団体、事業者がそれぞれの立場でまちづくりに参画することが重要となっています。

また、町の取組や魅力を分かりやすく、的確に伝える情報発信が不可欠であり、町民一人ひとりが町の施策や活動を身近に感じることで、当事者感覚による住民参加型のまちづくりを効率的に進めることが期待できます。

町は、広報紙・有線テレビ・町公式ホームページに加え、SNSや鏡野町ポータルアプリ等、多様な媒体を活用した情報発信により、情報の伝達性の向上を目指します。

「人の流れや地域経済を動かす情報」「関係人口の創出のための知名度向上に向けた情報」「住民生活の質を向上させるための実用的な情報」など、町内外を問わず若者や子育て世代、移住希望者など、あらゆる世代をターゲットとした情報発信を行い、自然環境や観光をはじめとする町の魅力や行政施策の取組などを分かりやすく伝えていきます。

行政からの情報発信を受け取った住民の方には、まちづくりに「自分ごと」として関わっていただき、「ともに伝えあい」、「ともに考え」、「ともに行動」する「共創」の関係づくりを目指します。

あわせて、町民・事業者・関係団体と行政が連携を強化し、分野や立場を超えた協働による取組を進めることで、人・仕事・交流が循環する持続可能なまちづくりを目指します。



# 資料編



# 1 用語集

用語	説明	頁
A行		
IoT(モノのインターネット)	Internet of Things の略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組み。	10
ICT(情報通信技術)	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。	10
ICT 支援員	学校における ICT 活用を推進するため、教員の ICT 活用支援や環境整備の補助等を行う専門人材。	44
アウトドアアクティビティ	海・川・湖・山・空などの屋外で楽しむ遊びと体験のこと。	28
空き家バンク	空き家物件情報を地方公共団体の HP などで提供する仕組みのこと。行政側では、地元の方々から広報紙や HP などで空き家情報を広く募集し、移住・交流希望者向けの物件情報を収集して提供している。	102
アドベンチャーツーリズム	「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成される観光のこと。	68
EC サイト	インターネットを通じて、商取引(財やサービスの注文または成約)が行われる仕組みのこと。	61
医療アクセス	必要な人に適切な医薬品や医療が提供される手段がある状態。	48
医療 MaaS	通信機器など必要な機材を搭載した車両が地域を訪問し、患者の自宅付近で、オンライン診療やオンライン健康相談などが受けられるサービス。	49
インフラ	日常生活や社会・経済・文化活動を支える基盤となるものの総称。	18
ウェルネスツーリズム	旅行先での体験等を通じて、心身の健康やリラクゼーションができる観光のこと。	68
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。	9
AI 技術	人間の知的なふるまいをソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。	2
AED	自動体外式除細動器のこと。心臓の筋肉がけいれん状態となり、収縮・拡張を行わなくなった際に、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための機械。	49
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のこと。利用者同士とつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと。	42
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。	10
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の頭字語。非営利団体ともいう。ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体のこと。また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。	8
LGBTQ+	自分が思う心の性や性的指向、性表現等が生物学的な性の特徴と異なる方の総称。	9

用語	説明	頁
エンパワメント	男女共同参画社会の実現のために、自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。	6
OJT	日常の業務に就きながら行われる教育訓練。	107
<b>カ行</b>		
鏡野町権利擁護センター	地域社会における差別、虐待等をなくすために、町民の相談を受け付け、さまざまな支援を行う相談支援機関。	78
鏡野町ポータルアプリ	町に関する各種手続きの案内やくらしに役立つ情報などをスマートフォンで手軽に確認できるツール。	123
関係人口	地域に定住していないものの、観光のリピーター、二地域居住、地域活動への参加、寄附、情報発信などを通じて継続的・主体的に地域と関わる人々のこと。	7
間伐実施面積	森林の過密を防ぐために木を間引く作業が行われた森林の面積。	64
起債	自治体が道路や公共施設など将来にわたって長く利用するハードの整備を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達するいわゆる借入金のこと。	108
行政 DX	行政のシステムをデジタル化して、住民が便利で簡単に行政の手続きをできるようにする取組のこと。	106
橋梁健全率	橋梁の点検結果に基づき、健全性を段階的に評価した指標。	96
クレアチニン	筋肉の代謝産物であり、血中濃度は腎機能の指標となる。	51
経常収支比率	経常経費が毎年度経常的に収入される財源に占める割合。	108
公共交通	鉄道や軌道(路面電車)、バス、タクシー、航空機、船舶など、不特定多数の人々が、所定の運賃を支払えば自由に利用することができる交通機関。	14
公共的交通	公共交通の維持確保が困難であることから、地域住民等が交通の担い手になることで生活に必要な交通を確保する等、通常の公共交通の定義を含めた包括的な俗称。	12
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合のこどもの数。	40
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。	61
交通空白	バス停から一定の距離以上や、公共交通機関によるサービスが提供されていない地域、または提供が困難な地域。	122
交流人口	交流人口とは地域に定住していないものの、観光・仕事・イベント・帰省・通学などにより地域を訪れる人々のこと。	28
子育て支援センター	乳幼児及びその保護者に相互の交流の場を提供し、子育ての悩み相談や援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援の講習を行う機関。	40
こどもまんなか	健やかな成長のため、こどもの意見を聴き、その意見を尊重し、こどもにとって一番良いことは何かを考え、取り組むこと。	42
<b>サ行</b>		
再生可能エネルギー	太陽光、風力など、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源。	90
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。	108
GX	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組。	90

用語	説明	頁
CLT	Cross Laminated Timber の略で建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用されている大判の木質パネル。強度に優れ、軽量、断熱性、耐震性、耐火性に優れる。	64
Jクレジット	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO <sub>2</sub> 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO <sub>2</sub> 等の吸収量を国がクレジットとして認証する制度。企業はこのクレジットを購入することにより、カーボン・オフセットや環境経営への PR ができ、創出者は売却益で森林施業等が行える。	65
自主防災組織	自治会・町内会単位で、災害時(自然災害、火災等)に備えて構成された住民による組織。	23
実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。	108
集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。	60
償還	地方債や国債などの元本を返済し、利子を支払うこと。	108
小規模保育事業	定員6人から19人までの比較的少人数のこどもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を行う事業。	42
小中学生の郷土愛	小中学校で地域の自然、歴史、文化などを学ぶ取組を通して子どもたちが郷土を知り、郷土を愛し、郷土について誇りを持つこと。	45
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。	108
森林環境譲与税	森林環境税(国税)を原資とし、都道府県・市区町村へ配分され、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源。	65
水源かん養	森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。	65
水道有収率	浄水場で作られた水量(配水量)に対して、料金収入の対象となった水量が占める割合。	94
ゼロカーボンシティ	「2050年にCO <sub>2</sub> (二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。	90
潜在保育士	保育士資格を有しながら保育所に勤務していない者。	42
素材生産高	森林から伐採された丸太(素材)の生産量またはその総額。	64
Society5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。	122
<b>夕行</b>		
滞在型観光商品	1か所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャー商品。またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー商品のこと。	68
脱炭素型ライフスタイル	日常生活における温室効果ガスの排出を最小限に抑える生活様式。	90
多文化共生	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	9
多面的機能支払制度	地域の皆様の話し合いに基づく地域ぐるみの共同活動を支援することにより、地域資源の適切な保管理を推進することを目的とした交付金制度。	61
地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。	105

用語	説明	頁
地域活性化企業人	都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間(6 か月から 3 年)派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組。	103
地域活性化支援事業	住民が自主的に行う魅力ある地域づくり活動や、地域コミュニティの醸成を目的とした活動を支援する事業。	104
地域共生社会	地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する社会。	8
地域ケア会議	高齢者の「医療・介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の体制を地域の実情に応じて整えていくことを目的とした会議。	55
地域ブランド	商品の品質やストーリー性をはじめ、他の地域にない独自性、こだわり、地域自体に感じる魅力、歴史・文化など、その地域ならではの「モノ」や「コト」を活かしたブランドのこと。	64
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。	49
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援していくために、介護や医療のほか、権利擁護、虐待防止等、さまざまな問題に対して地域における総合的なマネジメントを担うための中核的な機関。	52
チャレンジカード	生活習慣の改善に向けた目標を定め、日々の実践状況を記録することで、家庭学習の定着を図るためのツール。	45
中山間地域等直接支払制度	条件不利地域において耕作放棄地を防止し、多面的機能を維持するための交付金。	61
定住人口	その地域に住んでいる人のこと。	112
デジタル人材	デジタル技術を活用して、地域の課題解決や付加価値の創出を行える人。	106
デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。	98
電子黒板	コンピュータ画面を表示し、専用ペン等で書き込みができる大型提示装置。	44
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。	86
特定健診受診率	生活習慣病の予防のために、対象者(40 歳～74 歳)の方にメタボリックシンドロームに着目した健診の実施割合。	50
ドローン	飛行機やヘリコプターなどのうち、人が乗ることができず遠隔操作などにより飛行させるもの。	61
<b>ナ行</b>		
二地域居住	二地域居住とは、都市と地域など「2 つの拠点」を行き来しながら暮らす新しいライフスタイル。	103
乳児等通園支援事業	保護者の就労要件を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月 10 時間の枠内で、時間単位で園を利用できる制度(こども誰でも通園制度)。	42
ニュースポーツ	年齢・体力・技術に関係なく「誰でもいつでも気軽に」楽しめることを目的に新しく考案されたり、古くから伝統的に行われてきたスポーツを変形・改良したりした軽スポーツの総称。	72
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、①農業経営改善計画を作成し市町村等から認定を受けた者と②特定農用地利用規定で定められた特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。	60

用語	説明	頁
認定林業事業体	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業事業体が作成する「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画について、知事が認定した林業事業体のこと。	64
農地集積	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。	60
<b>八行</b>		
ハザードマップ	災害予測図ともいわれ、例えば水害などの災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路など災害の軽減のための諸対策を記入した地図。	84
ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。	106
バリアフリー	高齢者や障害者の自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害(バリア)がなく、行動しやすい環境。より広範には心理的、社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。	56
ひきこもり	学校や仕事などの社会活動に参加せず、他者との交流を避けて、概ね半年以上にわたって家庭にとどまり続けている状態。	8
ビッグデータ	情報通信技術の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデータ。そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ集合。	10
標準化死亡比(SMR)	各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待される死亡数に対するその地域の実際の死亡数の比を示し、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したもの。標準化死亡比が基準値(100)より大きいということは、その地域の死亡率が全国より高いということを意味し、基準値より小さいということは、全国より低いということを意味する。	50
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)に子育ての援助ができる方(協会会員)を紹介し、会員同士で子育ての相互援助活動を行うことができるよう橋渡しすることにより、地域ぐるみで子育て支援を行う事業。	40
ふるさと就職奨励金	中学・高校・高専・大学等の新規学卒者等の就職及びUIターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、就職後6か月間勤務を継続し、引き続き本町に定住しようとする者に対して、就職奨励金を交付する制度。	102
ふるさと住民登録制度	町外に居住し本町を応援しようとする者を「ふるさと住民」として登録し、本町との交流を通じて地域の活性化を図る制度。	118
ふるさと納税	ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、また、返礼品として自治体ごとの名産品等がもらえる仕組み。	66
包摂的	あらゆる人が、排除されることなく、社会の構成員として包み込まれる状態。	6
<b>マ行</b>		
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財の存在が知られている土地のこと。	76
未来・希望基金事業	住民が主体的かつ自主的に取り組む、魅力ある地域づくり活動や、地域コミュニティの醸成を目的とした活動を支援するための事業。	104

用語	説明	頁
メディアコントロール	スマートフォンやテレビ、ゲーム機などのメディア利用について、時間やルールを自ら適切に管理すること。	45
メンター制度	豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員(メンター)が、後輩社員(メンティ)に対して行う個別支援活動。	106
木材集積基地	地域から産出される木材を集約し、ニーズに合わせて仕分け・販売を行う拠点。	65
<b>ヤ行</b>		
ヤングケアラー	病気や障害を抱える家族の介護、幼いきょうだいの世話などを大人の代わりに行うことで、自分の学業や生活に影響を受けている18歳未満のこども。	8
遊休財産	公益目的事業または収益事業その他の業務もしくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産。	109
ユニバーサルデザイン	「ユニバーサル(普遍的、全体)」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害などの有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようデザインすることを指す。	78
要配慮者	災害発生時に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など特に支援を要する方。	9
<b>ラ行</b>		
リカレント教育	生涯にわたって教育と就労を交互に繰り返す「社会人の学び直し」という教育形態。	72
老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。	8
6次産業	1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業を総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。	60

## 2 策定の経過

総合計画及び総合戦略は、町民アンケートや地区懇談会等を通じて寄せられた意見を踏まえ、庁内、総合計画審議会などで段階的に検討を重ねながら策定しました。

年月	内容
令和6年 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画審議会委員の選任</li> <li>小・中学生へのアンケート実施</li> </ul>
令和7年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民アンケートの実施</li> <li>小・中学生からの意見聴取(学校訪問)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態・将来人口推計の整理</li> <li>庁内各課へのヒアリング(第2次総合計画の課題整理など)実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・町民アンケート分析</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画審議会へ諮問</li> <li>総合計画審議会(第1回)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策体系(政策・施策)の整理</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区懇談会開催</li> <li>総合計画審議会(第2回)</li> <li>ワークショップ実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>未来の鏡野町こども絵画募集</li> <li>岡山県美作高等学校生(鏡野町出身者)からの意見聴取</li> <li>総合計画審議会(第3回)</li> <li>基本構想(案)に係るパブリックコメントの募集</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>鏡野町議会全員協議会(1回目)</li> <li>庁内各課へのヒアリング(第3次総合計画の成果指標など)実施</li> <li>庁内各課との施策検討会議</li> <li>鏡野町議会全員協議会(2回目)</li> <li>第3次総合計画基本構想(案)の答申</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>鏡野町議会にて第3次総合計画基本構想(案)の議決</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内各課との施策検討会議</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画審議会(第4回)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>鏡野町議会全員協議会(3回目)</li> <li>総合計画審議会(第5回)</li> </ul>
令和8年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合戦略(基本目標、横断的な取組)の整理</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画審議会(第6回)</li> <li>基本計画(案)・総合戦略(案)に係るパブリックコメントの募集</li> <li>鏡野町議会全員協議会(4回目)</li> <li>町長インタビュー</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次総合計画基本計画(案)の答申</li> <li>策定</li> </ul>

### 3 鏡野町総合計画審議会規則

令和6年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、鏡野町附属機関設置条例（令和5年鏡野町条例第32号）第8条の規定に基づき、鏡野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者のうち、町長が委嘱した者（以下「委員」という。）により組織する。

- (1) 公募による者
- (2) 関係機関及び団体から推薦のあった者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、町長が招集する。

## 4 鏡野町総合計画審議会委員名簿

敬称略 五十音順

所属等	役職	氏名	
鏡野町消防団	団長	青井 淳一	
鏡野町商工会	会長	宇佐美 勝正	
作州かがみの森林組合	代表理事組合長	小椋 美博	
鏡野町校長会	奥津小学校長	影山 典子	
公募委員		金島 千津子	
晴れの国岡山農業協同組合	支店長	岸 儀之	
鏡野町区長会	会長	北山 政士	副会長
鏡野町園長会	園長	小林 明美	
鏡野町区長会	副会長	近藤 克己	
岡山県美作県民局	地域づくり推進課長	斎藤 雅史	
一般社団法人 カガミノミライ	代表理事	杉山 仁志	
美作大学	生活科学部 准教授	田中 涼	
鏡野町民生・児童委員協議会	会長	戸田 啓悟	
山陽学園大学	地域マネジメント学部 教授	中村 聡志	会長
公募委員		前田 珠美	
鏡野町民生・児童委員協議会	女性部部长	椋代 京子	
鏡野町スポーツ協会	会長	山根 隆市	
津山信用金庫 鏡野支店	支店長	米山 俊輔	

令和7年4月25日現在





鏡野町第3次総合計画  
第3期かがみの創生総合戦略

[発行年月] 令和8(2026)年3月

[発行・編集] 鏡野町 総合政策室

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

[Tel] (0868)54-2983

[Fax] (0868)54-2988

[HP]<https://www.town.kagamino.lg.jp>